

事業所税の手引

福山市企画財政局税務部市民税課

事業所税の電子申告・申請、共通納税のご案内

エルタックス

地方税申告はeL T A Xが便利です。

e L T A Xを利用するための手続きは、e L T A Xのホームページから行います。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

※詳しくは、P77をご覧ください



事業所税を申告される皆様へ

平素より税務行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

事業所税の申告等の参考としていただくために、「事業所税の手引き」を作成しましたので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

事業所税は、1975年（昭和50年）に創設された比較的新しい目的税で、都市環境の整備に充てるための財源の確保を目的としています。

そのしくみは、行政サービスと企業等の事業活動との間に受益関係があることに着目し、その事業活動の規模に応じ課税することとなっています。

また、その課税にあたっては申告納付制度を採っていますので、納税義務者となられる方は、自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくことになっています。

なお、非課税及び課税標準の特例の規定については他の法律等の改正に伴い、毎年見直しが行われます。その結果、この手引きの内容が実際と異なる場合が生じますので、ご了承ください。

福山市企画財政局税務部市民税課

TEL (084) 928-1019

参考条文等凡例

根拠法令名・参考条文等は次の略語で表示しています。

1 法令名

地方税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
地方税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・令
地方税法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・規
地方税法取扱通知・・・・・・・・・・・・・・・・通知
福山市税条例・・・・・・・・・・・・・・・・条
福山市税条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・条規

2 条文の表示

項は数字を○、号は数字を（ ）で囲んで表示しています。

〔例〕

法701条の31①(2)は地方税法第701条の31第1項第2号を表しています。

目次

第1部 事業所税の概要.....	1
1 事業所税とは.....	1
2 事業所税の使いみち.....	1
3 事業所税の課税団体.....	2
4 事業所税の構成.....	3
第2部 事業所税について.....	5
1 課税対象.....	5
2 納税義務者.....	5
3 資産割の課税標準.....	7
(1) 課税標準の算定期間.....	7
(2) 事業所床面積.....	7
(3) 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の特例.....	11
(4) 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割.....	11
<参考>事業所等を新設・廃止したときの課税標準の計算事例.....	12
(5) 共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定.....	16
(6) 休止中の施設について.....	17
4 従業者割の課税標準.....	18
(1) 従業者給与総額とは.....	18
(2) 従業者給与総額の特例.....	18
従業者の範囲一覧表(免税点と課税標準).....	21
5 税率.....	23
6 免税点.....	23
(1) 資産割.....	23
(2) 従業者割.....	24
7 非課税.....	25
(1) 非課税の範囲.....	25
(2) 非課税の適用.....	26
8 課税標準の特例.....	29
(1) 課税標準の特例の範囲.....	29
(2) 課税標準の特例規定の適用.....	29
9 減免.....	30
(1) 減免の範囲.....	30
(2) 減免の適用.....	30
10 申告と納付.....	31

(1) 申告義務者.....	31
(2) 申告納付期限.....	31
(3) 更正・決定・期限後の申告.....	31
(4) 修正申告・更正の請求.....	31
(5) 延滞金.....	32
(6) 加算金.....	32
(7) 事業所の新設・廃止の申告.....	33
(8) 事業用家屋を貸している方の申告.....	33
第3部 みなし共同事業.....	36
1 みなし共同事業.....	36
(1) 概要.....	36
(2) 免税点の判定及び課税標準の算定.....	36
2 特殊関係者の範囲.....	36
別表1 非課税対象施設一覧表.....	39
消防用設備・防災施設等の非課税の範囲.....	45
第4部 申告書の種類及び記載例.....	64
事業所税の電子申告、電子申請・届出、共通納税.....	75

第 1 部 事業所税の概要

1 事業所税とは

事業所税は大都市地域に、人口や企業が集中することによって、著しく都市機能が低下し、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境施設の整備及び改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、1975年（昭和50年）に新たに創設された税です。

事業所税は大都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所に対してその「事業所床面積」及び「従業員の給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみとなっています。

福山市においても、1976年(昭和51年)10月1日から事業所税が課せられています。

2 事業所税の使いみち

都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてます。

都市計画事業、公害防止事業、防災に関する事業など都市行政需要のほとんどの事業が使用目的となります。

【例】

- ・道路、駐車場、その他交通施設の整備事業
- ・公害防止に関する事業
- ・教育文化施設の整備事業

3 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体となる指定都市等は、次の 77 団体です。

① 東京都（特別区の存する区域）

② 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（20 市）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

③ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3 市）

川口市、武蔵野市、三鷹市

④ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（5 市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

⑤ 人口 30 万以上の政令で指定する市（48 市）

（北海道地方）旭川市

（東北地方）秋田市、郡山市、いわき市

（関東地方）宇都宮市、川越市、所沢市、越谷市、前橋市、高崎市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

（中部地方）富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、一宮市、四日市市

（近畿地方）大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、明石市

（中国地方）倉敷市、福山市

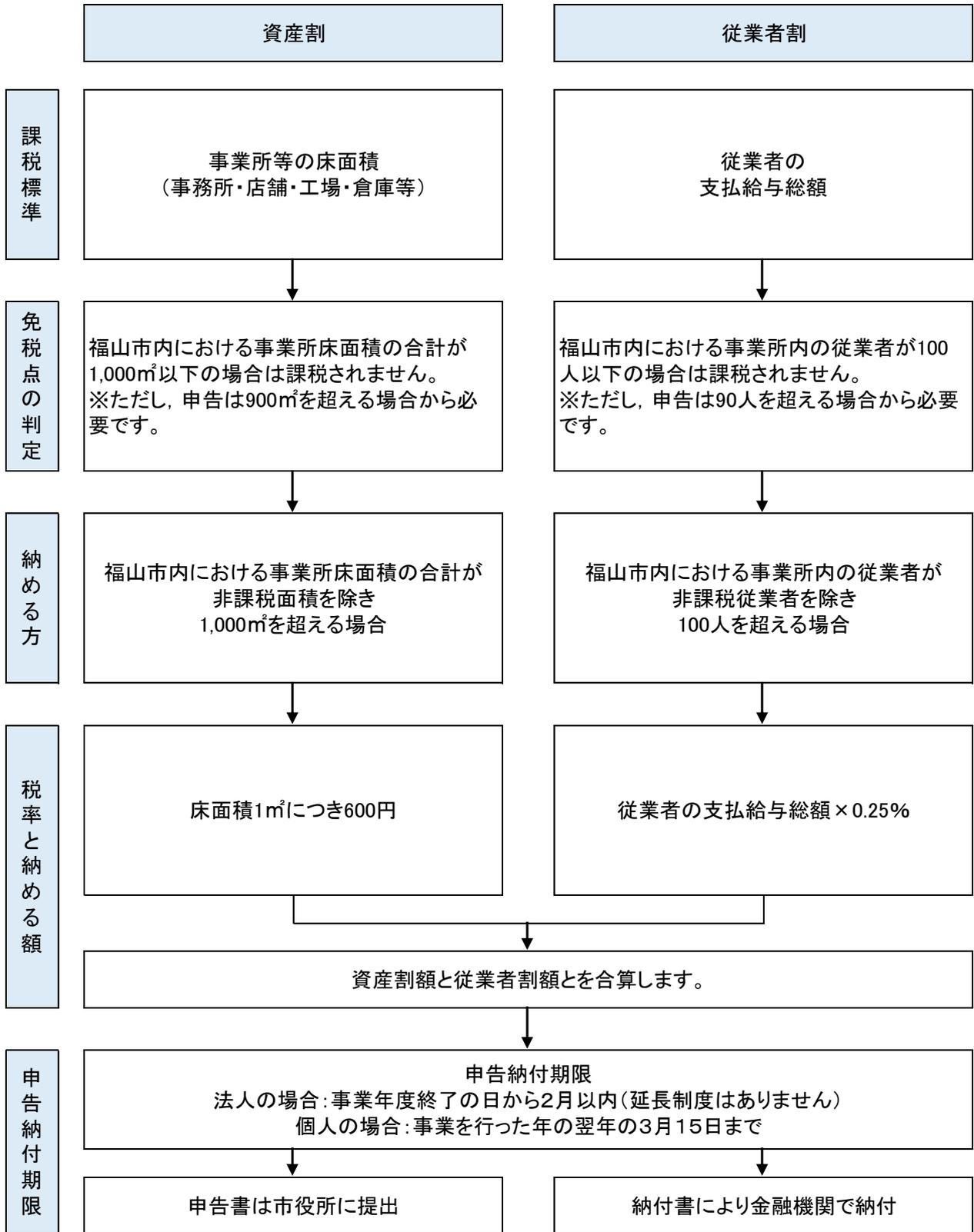
（四国地方）高松市、松山市、高知市

（九州・沖縄地方）久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

（2025 年（令和 7 年）3 月 1 日現在）

4 事業所税の構成

事業所税は「資産割」と「従業者割」で構成されています。



※申告期限内に申告及び納付のない場合や申告漏れがある場合には、延滞金や加算金等が課されますのでご注意ください。

<事業所税の簡単な計算例～福山市内に事業所が3ヶ所ある場合～>



【免税点の判定】

資 産 割…1,150 m²は 1,000 m²を超えるため、課税対象となります。

従業者割…95 人は 100 人以下で免税点以下のため課税対象となりません。

したがって、資産割のみが課税対象となります。

【税額の計算】

資 産 割：床面積 1,150 m²×税率 600 円（1 m²当たり）＝690,000 円

従業者割：免税点以下のため 0 円

資産割＋従業者割＝690,000＋0＝690,000 円

以上から、この場合の事業所税額は 690,000 円となります。

第2部 事業所税について

1 課税対象

事業所税は、事業所等において事業を行う場合に課税対象となります。

[法 701 の 32①]

(1) 事業所等とは、事務所又は事業所をいい、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

(2) 事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

なお、事業所等の範囲にあつては、次の点に留意してください。

- ① 社宅、社員寮などの住宅は、本来事業所税の課税客体ではありません。
- ② 設置期間が 2、3 カ月程度の仮小屋等、事業に継続性がないため事業所等として取り扱いません。
[通知（県）1 章 1 節 6（2）]
- ③ 設置期間が 1 年未満の建設業における現場事務所等、事業に継続性がないため事業所等として取り扱いません。[通知（市）9 章 3（3）]

2 納税義務者

納税義務者は、福山市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

[法 701 の 32①]

なお、納税義務者の認定にあつては、次の点に留意してください。

(1) 人格のない社団等

法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。[法 701 の 32③]

(2) 共同事業

2 以上の者が共同して事業を行うときは連帯納税義務を負います。（共同申告の必要はありません）

[法 10 の 2①] [令 56 の 51①] [令 56 の 75①]

(3) 共同事業とみなされる事業

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ連帯納税義務を負います。(共同申告の必要はありません)

[法 701 の 32②] [令 56 の 51①]

(P.37 参照) [令 56 の 75①]

(4) 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上該事業を行っているとして認められる場合、該当他の者が納税義務者となります。[法 701 の 33]

(5) 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。[通知(市)9章3(4)]

したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付部分(室部分を含む。)については納税義務者とはなりません。

ただし、貸ビル等の貸主がビルの管理を行っている場合、ビルの管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は当該貸主が納税義務者となります。

なお、貸主は「事業用家屋の貸付けに関する申告書」(P.76 参照)の提出が必要です。

[法 701 の 52②] [条 126 の 11]

<貸ビルの空室>

Q. 貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象になりますか？また、貸ビルの共用部分をあん分する場合には、空室部分の取扱いはどのようになりますか？

A. 事業所税の納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人ですが、いわゆる貸ビルの場合は、当該貸ビルの全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。従って、貸ビルに空室がある場合には、その部分は事業所税の課税対象とはなりません。また、貸ビルの共用部分をあん分する場合には、現に借りられている貸ビル内の専用部分に、専用部分である空室部分を加えたものをあん分の基礎として共用部分をあん分することになります。

3 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における福山市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積をいいます。

[法 701 の 40]

(1) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは、次のとおりです。

① 法人

事業年度をいいます。[法 701 の 31① (7)] [法 72 の 13]

② 個人

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。[法 701 の 31① (8)]

ただし、個人の課税標準の算定期間については、次の点に留意してください。

<年の中途に事業を廃止した場合>

その年の 1 月 1 日から当該廃止の日までです。

<年の中途に事業を開始した場合>

当該開始の日からその年の 12 月 31 日までです。

<年の中途に事業を開始し、その年の中途に事業を廃止した場合>

当該開始の日から当該廃止の日までです。

(2) 事業所床面積 [法 701 の 31① (4)]

① 事業所床面積とは、事業用家屋の延床面積をいいます。[令 56 の 16]

② 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。[法 701 の 31① (6)]

③ 家屋とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同義です。登記の有無にかかわらず、不動産登記簿に登録されるべき建物をいいます。[法 341 (3)]

④ 自己所有であるか賃貸かをとわず、使用している者の事業所として取り扱います。

⑤ 駐車場等の直接事業の用に供しない部分も居住用以外の施設は課税の対象となります。

⑥ 床面積の取扱いと端数処理

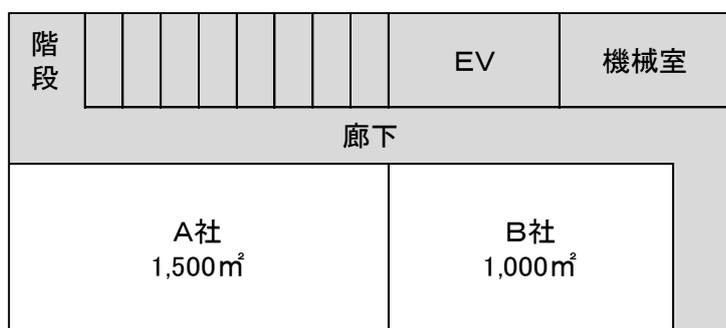
- ・ 原則として実測面積によりますが、不動産登記簿又は固定資産課税台帳上の面積が、実測面積と同様であれば、それらの面積を事業所床面積としてさしつかえありません。
- ・ 事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により平方メートル（㎡）を単位として計算し、1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

⑦ 事業用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれます。

- ・ 共用部分とは、1つの家屋を2つ以上の事業者が使用する場合に、廊下・階段・エレベーター・機械室・電気室・などの共用されている部分をいいます。
- ・ 共用部分がある場合、各事業者の事業所床面積は次の算式で求めます。（専用部分に加算する共用部分の床面積は、それぞれの部分ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て、端数処理を行います。）

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \left[\boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分を共用する事業者のすべての専用部分の合計床面積}} \right]$$

【共用部分の計算の具体例】



建物の延べ床面積 3,300㎡
 A社の専用床面積 1,500㎡
 B社の専用床面積 1,000㎡
 共用部分の面積 800㎡
 （色付き部分＝階段、廊下、EV、機械室）

【計算式】

$$\begin{aligned} \boxed{\text{A社の事業所床面積}} &= 1,500 + \left[800 \times \frac{1,500}{1,500 + 1,000} \right] = 1,980 \\ \boxed{\text{B社の事業所床面積}} &= 1,000 + \left[800 \times \frac{1,000}{1,500 + 1,000} \right] = 1,320 \end{aligned} \quad \left. \vphantom{\begin{aligned} \boxed{\text{A社の事業所床面積}} \\ \boxed{\text{B社の事業所床面積}} \end{aligned}} \right\} \text{計} 3,300\text{㎡}$$

<参考>不動産登記事務取扱手続準則第 82 条

第 82 条

建物の床面積の算定については、規則 第 115 条によるほか次の各号によるものとする。

- 1 天井の高さ 1.5 メートル未満の地階及び屋階（特殊階）は、床面積に算入しないものとする。ただし、一室の一部が天井の高さ 1.5 メートル未満であっても、その部分は当該一室の面積に算入するものとする。
- 2 駐車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋に占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算するものとする。
- 3 野球場、競馬場又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算するものとする。
- 4 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は壁又は柱等により区画された部分の面積により定めるものとする。ただし、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除く。
- 5 駐車場の地下道設備（地下停車場のものを含む）は、床面積に算入しないものとする。
- 6 階段室、エレベーター室又はこれに準じるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入するものとする。
- 7 建物に付属する屋外の階段は、床面積に算入しないものとする。
- 8 建物の一部が上階まで吹抜になっている部分には、その吹抜の部分は上階の床面積に算入しないものとする。
- 9 柱、壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分によるものとする。
- 10 建物の内部に、煙突、ダストシュートがある場合（その一部が外側に及んでいるものを含む）には、その部分は各階の床面積に算入し、外側にある時には算入しないものとする。
- 11 出窓は、その高さ 1.5 メートル以上のものでその下部が床面と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入するものとする。

<ペントハウス（塔屋）の床面積の算定>

Q. ペントハウス（塔屋）に天井高 1.5m以上の部分と 1.5m未満の部分とが混在する場合、1.5m未満の部分も床面積に算入することになりますか？

A. 不動産登記事務取扱手続準則 82 条第 1 号では、「天井の高さ 1.5m未満の地階及び屋階（特殊階）は、床面積に算入しないものとする。ただし、一室の一部が天井の高さ 1.5m未満であっても、その部分は、当該一室の面積に算入するものとする。」と規定されています。したがって、基本的には天井の高さ 1.5m以上のものが床面積に算入されるものでありますが、一室のわずかの部分が天井の高さ 1.5m未満である場合に、これを床面積に算入しないとすれば床面積に算入されるものとの間に不均衡を生じることになりますので、このような天井の高さ 1.5m未満の部分を持つ一室も床面積に算入することとしたものであります。なお、ペントハウス（塔屋）が、エレベーター巻き上げ室、クリーニングタワー、機械室等、構造上建物の付属施設として建築されている場合には建物の階数に算入されません。したがって、建物の床面積に算入されないということに留意する必要があります。ただし、このような付属施設であっても、その内部又はこれに隣接して事務室や倉庫等が設置され、その空間内で人間が恒常的に仕事をし又は生活できる状態にある場合には、一室の床面積を建物の床面積に算入することになります。

(3) 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の特例〔法701の40①〕

6ヵ月決算法人、事業年度の途中で法人を設立した場合のように、課税標準の算定期間が12ヵ月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で算定し、実質的には課税標準の月割計算を行います。(P.12 参照)

この月数は暦に従って計算し、1月に満たない場合は切り上げて1月とします。

$$\text{事業所床面積} = \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

(4) 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割〔法701の40②〕

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。

①課税標準の算定期間の中で新設された事業所等 (P.14 参照)

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

②課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 (P.14 参照)

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

③課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等 (P.16 参照)

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

【注】課税標準の月割計算は、事業所等の新設又は廃止があった場合にのみ行います。したがって月割課税の対象となる事業所等とは、たとえば本店があり、支店を新築した場合のようにそれぞれの単位で独立して事業が行われていると認められる場合の新設又は廃止のあった事業所等をいい、本店内での増設、支店内での増設など、同一敷地内での異動が生じて月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末

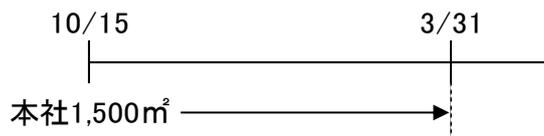
日における事業所床面積が、当該事業所に係る課税標準となります。(P.15 参照)

＜参考＞事業所等を新設・廃止したときの課税標準の計算事例

【新設① 法人の設立】

A社は10/15に初めて事業を開始し、福山市内に本社を新設した。

決算3/31 本社床面積 1,500 m²



算定期間の末日の床面積は1,500 m²で免税点を越えているため、課税対象となります。

課税標準の月割計算 (10月～3月の6ヵ月) $1,500 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 750 \text{ m}^2$

課税標準となる事業所床面積 750 m²

(説明) この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業の開始の日から事業年度の終了の日までとなり、「課税標準の算定期間の月数が12ヵ月に満たない場合」に該当します。

【廃止① 法人の解散】

A社は10/15に事業そのものを終了し、福山市内の本社を含むすべての事業所を廃止した。

決算3/31 本社床面積 1,500 m²



算定期間の末日の床面積は1,500 m²で免税点を越えているため、課税対象となります。

課税標準の月割計算 (4月～10月の7ヵ月) $1,500 \text{ m}^2 \times 7 / 12 = 875 \text{ m}^2$

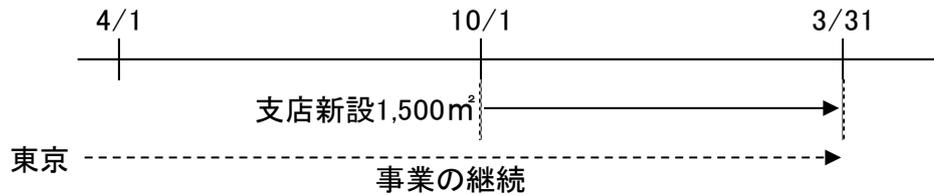
課税標準となる事業所床面積 875 m²

(説明) この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業の年度の開始の日から事業の廃止の日までとなり、「課税標準の算定期間の月数が12ヵ月に満たない場合」に該当します。

【新設② 福山市内への進出】

A社はこれまで東京で事業を行ってきたが、10/1に初めて福山市内に支店を開設した。

決算 3/31 福山支店床面積 1,500 m²



算定期間の末日の床面積は 1,500 m²で免税点を越えているため、課税対象となります。

支店の月割計算（11月～3月の5ヵ月） $1,500 \text{ m}^2 \times 5/12 = 625 \text{ m}^2$

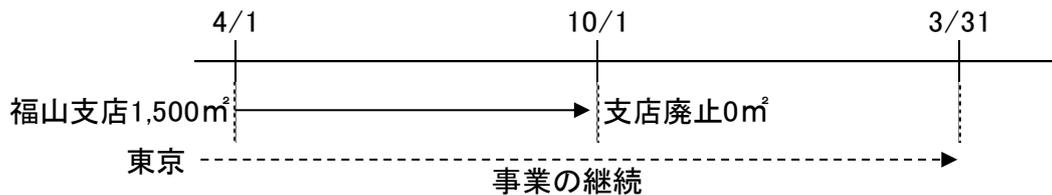
課税標準となる事業所床面積 625 m²

（説明）事業そのものは継続して行っているため「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設した場合」に該当し、月割計算によって算定します。

【廃止② 福山市からの撤退】

A社は他都市（東京）では事業を継続するが、福山支店を10/1に廃止した。現在は東京でのみ事業を行っている。

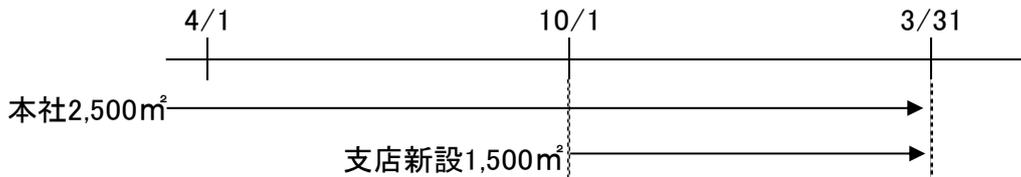
決算 3/31 福山支店床面積 1,500 m²



（説明）算定期間の末日現在には、事業所床面積が 0 m²となり、免税点以下のため課税となりません。

【新設③ 市内事業所等の追加】

A社は東桜町に本社があり事業を行ってきたが、10/1に同じく市内の寺町に支店を新設した。
 決算 3/31 本社床面積 2,500 m² 支店床面積 1,500 m²



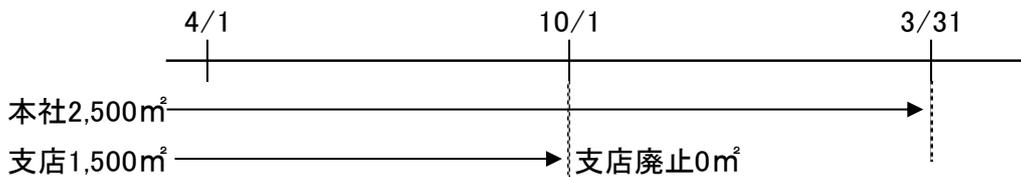
支店の月割計算（11月～3月の5ヵ月）	$1,500 \text{ m}^2 \times 5/12 = 625 \text{ m}^2$
課税標準となる事業所床面積	本店の床面積 2,500 m ²
	支店の床面積 625 m ²
	<u>合計 3,125 m²</u>

（説明）事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所は「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設した場合」に該当し、月割計算によって算定します。

【廃止③ 市内事業所の一部廃止】

A社は福山市内の東桜町（本社）と寺町（支店）に事業所等があり事業を行っていたが、10/1に寺町の支店を廃止した。

決算 3/31 本社床面積 2,500 m² 支店床面積 1,500 m²



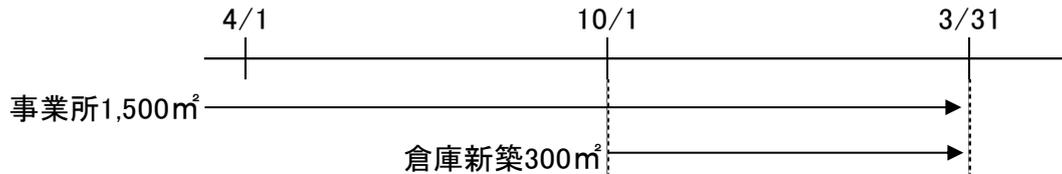
支店の月割計算（4月～10月の7ヵ月）	$1,500 \text{ m}^2 \times 7/12 = 875 \text{ m}^2$
課税標準となる事業所床面積	本店の床面積 2,500 m ²
	支店の床面積 875 m ²
	<u>合計 3,375 m²</u>

（説明）事業そのものは継続して行っているため、廃止した事業所は「課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合」に該当し、月割計算によって算定します。

【拡張 同一事業所敷地内の一部建物の新・増築】

A社は東桜町の事業所等で事業を行ってきたが、10/1に同一事業所敷地内に新たに倉庫を新築した。

決算 3/31 事業所床面積 1,500 m² 倉庫床面積 300 m²



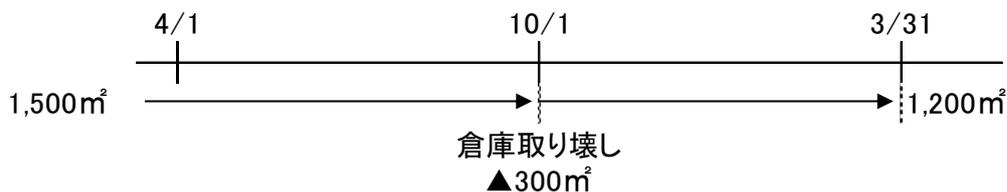
課税標準となる事業所床面積	事業所の床面積	1,500 m ²
	倉庫の床面積	300 m ²
	合計	<u>1,800 m²</u>

(説明) 事業所内における建物の増設は、事業所の新設には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【縮小 同一事業所敷地内の建物の一部取り壊し】

A社は東桜町の事業所等で事業を行ってきたが、10/1に同一事業所敷地内にある倉庫を一部取り壊した。

決算 3/31 事業所床面積 1,500 m² 取り壊した倉庫床面積 300 m²



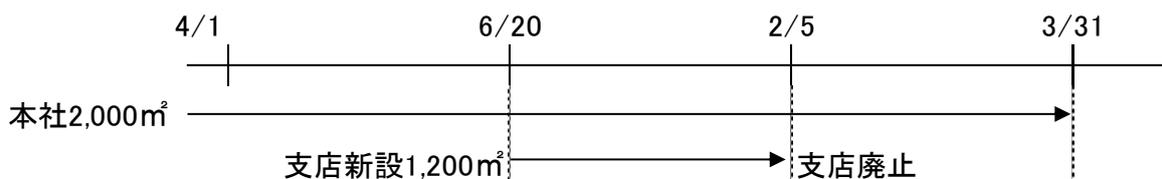
課税標準となる事業所床面積	1,200 m ²
---------------	----------------------

(説明) 事業所内における事業所床面積の異動は、事業所の廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【新設及び廃止 算定期間の中途に支店を新設し、同一算定期間中に廃止】

A社は東桜町の事業所等で事業を行ってきたが、6/20に同じく市内の野上町に支店を新設し、2/5に同支店を廃止した。

決算 3/31 本社床面積 2,000 m² 支店床面積 1,200 m²



支店の月割計算（7月～2月の8ヵ月）	$1,200 \text{ m}^2 \times 8/12 =$	800 m^2
課税標準となる事業所床面積	本店の床面積	2,000 m ²
	支店の床面積	800 m ²
	合 計	2,800 m ²

（説明）事業そのものは継続して行っているため、算定期間中に新設し廃止となった事業所は、「課税標準の算定期間の中途で新設され、途中で廃止した場合」に該当し、月割計算によって算定します。

（5）共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定

① 通常の場合

共同事業である事業（みなし共同事業を除く）に係る共同事業者ごとの課税標準となるべき事業所床面積は次の算式により算出します。〔令 56 の 51①〕

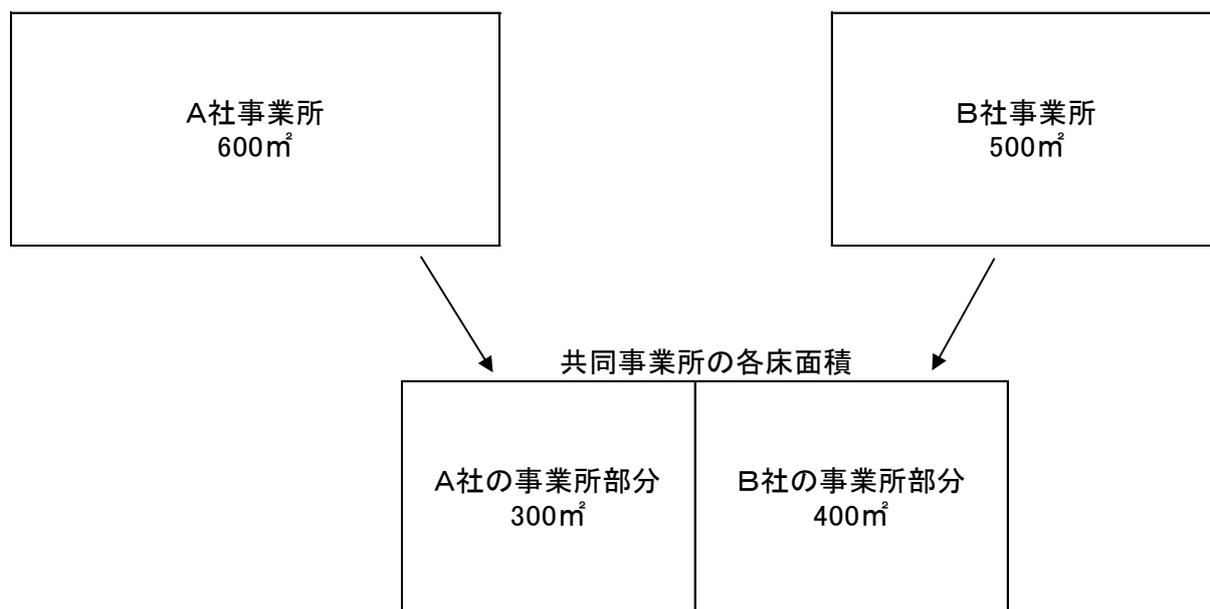
$$\text{事業所床面積} = \text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積} \times \text{損益分配の割合} \quad (\ast)$$

※損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価格に応ずる割合

② みなし共同事業の場合（詳細は P.37 参照）

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。例をあげて図示しますと、次のようになります。〔令 56 の 51②〕

【例】 A社は特殊関係者B社を有するものとしB社はA社の特殊関係者とする。



A社 $600 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 = 1,300 \text{ m}^2$ （免税点を超える）

課税標準は 900 m^2

B社 $500 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 = 900 \text{ m}^2$ （免税点以下）

課税標準は 0 m^2

（6）休止中の施設について

事業所税における施設とは、それ自体が長期間継続して行われることを前提としており、部分的又は一時的な休止については、休止には該当しません。

しかし、課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して休止していたと認められる部分については、課税標準に含めないものとして取り扱います。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも事業の用に供するための維持補修が行われ、いつでも操業できる状態にある遊休施設、倉庫がわりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定（P.24）においては、この休止部分を含めて判定します。

4 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、福山市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

[法 701 の 31①(3)] [法 701 の 40①]

（１）従業者給与総額とは

課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。

なお、従業者の範囲については P.21 「従業者の範囲等一覧表」を参照。

① 従業者給与総額に含まれるもの

原則として所得税法上給与所得となる給与額であり、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当、現物給与等が含まれます。[通知(市)9 章 3(6)イ]

また、事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。

② 従業者給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給等は含まれません。[通知(市)9 章 3(6)イ]

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

（２）従業者給与総額の特例

① 年齢 65 歳以上の方及び障がい者の方

役員以外の年齢 65 歳以上の方及び役員以外の障がい者の方については、従業者から除かれます。

したがって、これらの方がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの方の給与等の額を除いて行います。[法 701 の 31①(5)]

なお、この場合の障がい者の方とは、所得税、住民税において障がい者控除の対象となる人をいいます。[令 56 の 17]

② 雇用改善助成対象者

年齢 55 歳以上 65 歳未満の方で、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている方に支払われる給与等については、その 2 分の 1 に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る方で、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の方	雇用保険法、雇用対策法施行令
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた方で、指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の方	雇用保険法、雇用対策法
雇用奨励金の支給に係る方で、雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の方	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

③ 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、福山市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から福山市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、福山市内の事業所等の勤務時に支払われた給与等のみが従業者給与総額に含まれます。

④ 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、その各々の事業に従事した分量によって按分することになります。

なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算します。

⑤ 障がい者の方、年齢 65 歳以上の方又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定

障がい者の方、年齢 65 歳以上の方又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その人に対して給与等が支払われる時の現況によります。

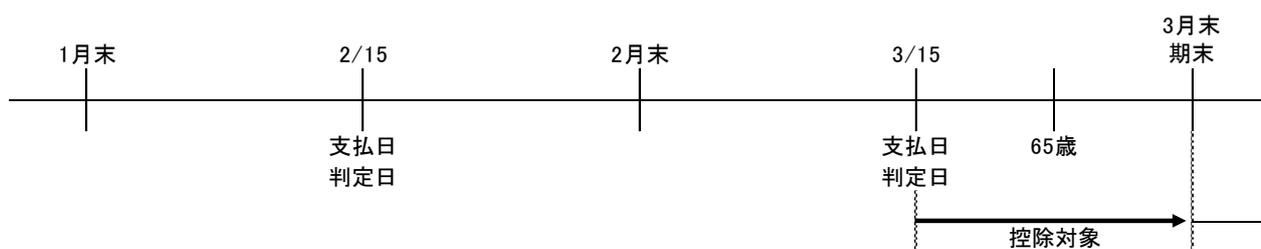
すなわち、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の時点（＝判定日）において、障がい者の方又は年齢 65 歳以上である方に対して支払われる給与等については、従業者給与総額に含まれません。

(例) 3月決算法人の場合

1 毎月1日～末日分をその月の15日に支払う場合



2 毎月15日までの分を15日に支払う場合



3 毎月1日～末日分を翌月の15日に支払う場合



⑥ 共同事業及び共同事業とみなされる事業に係る従業者給与総額

1 通常の共同事業の場合

共同事業である事業（みなし共同事業を除く）に係る共同事業者ごとの課税標準となるべき従業者給与総額は、次の算式により算出します。〔令56の51(1)〕

$$\text{従業者給与総額} = \text{当該共同事業に係る従業者給与総額} \times \text{損益分配の割合} (\ast)$$

※損益分配の割合とは、損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価格に応ずる割合

2 共同事業とみなされる事業の場合 (P.37 参照)

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。〔令 56 の 51 (2)〕

従業者の範囲一覧表 (免税点と課税標準)

従業者の区分		免税点の判定における 従業者の範囲	課税標準における 従業者給与総額の範囲
役員	無給の役員	従業者に含めない	
	数社の役員を 兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額 に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
日々雇用等の臨時 の従業者		従業者に含める	従業者給与総額に含める
休職中の従業者		給与等が支払われている 場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与 総額に含める
算定期間の末日付け退職者		従業者に含める	
出 向 社 員	出向元が給与を 支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向 元の会社に対して給 与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一 部負担	主たる給与等を支払う会社の従 業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額 に含める
派遣法に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める
外国又は課税区域外への派 遣又は長期出張		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われて いる場合は含める	所得税法上の給与等は従業者給与 総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない

1 パートタイマーとは

形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、就業規則等で定められた1日の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満であるものをいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。

例えば、正規従業者の1日の所定労働時間が8時間の場合には1日の所定労働時間が6時間未満の従業者は相当短時間の勤務をするものとなります。

2 出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

出向社員に支払われる給与等は、給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含まれます。しかし、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与と相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上出向先の給与として取扱われる場合は、出向先の従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与額から控除します。

また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

3 出張とは

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。つまり、単なる出張の場合は、その期間も比較的短期間ですので、当該出張者に対する給与等は従業者給与総額に含まれます。

なお、長期出張とは出張期間が1年以上の場合をいいます。

4 派遣法とは

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている職員は、免税点の判定では含めず、その期間中に支払われた給与についても従業者給与総額から除きます。

5 税率

(1) 資産割

事業所床面積 1 m²につき 600 円です。〔法 701 の 42①〕

(2) 従業者割

従業者給与総額の 100 分の 0.25 です。〔法 701 の 42①〕

6 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割又は従業者割でそれぞれ個別に判定します。

(1) 資産割

福山市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積が 1,000 m²以下の場合には免税です。〔法 701 の 43①〕

① 免税点判定上の留意事項

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積により判定します。〔法 701 の 43③〕

事業所床面積から非課税床面積を控除した後の床面積により判定します。〔法 701 の 43①〕

② 共同事業に係る免税点判定

共同事業を行う場合、各共同事業者の免税点判定は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は数となります。〔令 56 の 75①〕

③ 企業組合又は協業組合の免税点判定

企業組合又は協業組合の各事業所のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が次に掲げる要件全てに該当する場合は、それぞれの事業所ごとに判定します。〔法 701 の 43①〕〔令 56 の 72〕

当該企業組合又は協業組合が、組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等である。

当該企業組合又は協業組合の組合員が、組合員となった際その者が引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合又は協業組合の事業に従事している。

(2) 従業者割

福山市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合は免税です。〔法 701 の 43①〕

① 免税点判定上の留意事項

課税標準の算定期間の末日現在の従業者数により判定します。〔法 701 の 43③〕

役員以外の年齢 65 歳以上の方及び役員以外の障がい者並びに非課税施設に係る従業者を控除した後の従業者数により判定します。(P.26 参照)

【注】高齢者非課税年齢引き上げ経過措置あり (P.23) 〔法 701 の 43①〕

② 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間の各月の末日現在の従業者数の最大の月がその最小の月の 2 倍を超える事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。〔法 701 の 43④〕〔令 56 の 73①〕

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

③ 年齢 65 歳以上の者の判定

年齢 65 歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定はその者に対して給与等が支払われる時の現況によります。〔法 701 の 31②〕

④ 特殊な勤務形態の従業者

特殊な勤務形態の従業者については、免税点の判定と課税標準の算定が異なる場合があります。(P.21 参照)

<免税点の取扱い>

Q. 免税点は基礎控除と考えてよろしいでしょうか？

A. 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。したがって、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が 1,500 m²の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合その超えた部分のみでなく、全体の 1,500 m²が課税対象となるものです。

7 非課税

非課税とは地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。

[法 701 の 34]

(1) 非課税の範囲

① 事業所税には、人的非課税と用途非課税があります。

○人的非課税

国、公共法人、公益法人（収益事業以外の事業に係るものに限る）の法人自体の公共性、公益性から非課税とされています。

○用途非課税

特定の用途に供される施設は非課税とされています。具体的には「非課税対象施設一覧表」(P.40～53)を参照してください。

【福利厚生施設】

(ア) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室等は、一般的には事業活動を遂行するために設けられた施設とは考えられず福利厚生施設に該当します。

(イ) 更衣室、浴室、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室等については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生施設のために設けられる場合とが考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用実態を勘案して判定します。したがって、当該施設が業務上用施設と認められる場合は福利厚生施設に該当しません。

(注) 就業規則等で制服の着用が義務づけられている更衣室や鉱工業等における現業部分に限定して設けられている浴場やタクシー会社の仮眠室等は業務用施設となり福利厚生施設には該当しません。

(ウ) 研修所（室）は、事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。

(エ) 社員寮・社宅は人の居住の用に供するものであるため、事業用家屋に該当せず、課税対象とはなりません。

【消防用施設、防災施設について】

特定防火対象物のみ適用されます。(P.46～53)

これらの設備・施設は消防法及び建築基準法の規定を基に判定を行いますので消防検査の時の届出資料の提出を必要とする場合があります。

② 非課税の適用判定日

非課税規定の適用をうけるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。〔法 701 の 34⑦〕

【注】課税標準の算定期間の中に廃止された事業所等の場合は廃止の直前の現況により判定します。
〔通知（市）9章3（5）〕

③ 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用施設において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分はすべて課税床面積に含まれます。

【注】社員食堂（非課税施設）に通じずる廊下、階段は課税床面積に算入します。

（2）非課税の適用

① 収益事業の範囲は法人税法施行令第5条に規定する事業とされています。ただし、学校法人（私立学校法第64条4項の規定により設立された法人を含む）が学生又は生徒のために行う事業は課税しないこととされています。

② 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている場合の非課税の適用

収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区別することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。〔令 56 の 23〕

③ 非課税規定の適用を受ける事業と、受けない事業に従事した従業者の分量に応じてその者の給与等の金額をあん分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。〔令 56 の 49〕

＜課税標準の算定期間の中途に非課税施設又は課税施設となった場合の資産割について＞

Q. 課税対象であった施設がその法人の事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合、当該施設に係る資産割は非課税となりますか？また、逆に非課税対象であった施設が事業年度の中途から課税対象の施設となった場合はどうなりますか？

A. 課税標準の算定期間の末日現在において資産割が非課税とされる施設に該当すれば、その施設がたとえ当該課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当することとなったものであり、それ以前においては、非課税規定の適用を受けない施設であったとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割りされることなく非課税となります。

逆に、課税標準の算定期間の末日現在において資産割が非課税とされる施設に該当しなければ、たとえその施設が当該課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当しなくなったものであり、それ以前においては非課税規定の適用を受けるべきであったとしても当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく課税対象となります。

なお、資産割が非課税とされない施設との間の課税標準の算定期間の中途におけるこれらの異動が当該非課税とされる施設に係る事業所等の廃止又は新設によるものである場合は、事業所等の廃止又は新設については、課税標準である事業所床面積の月割が行われることとされておりますので、それぞれ当該廃止の日又は課税標準の算定期間の末日の現況によりその月割後の事業所床面積が非課税になるものと解されます。

＜課税標準の算定期間の中途に非課税施設又は課税施設となった場合の従業者割＞

Q. 課税対象であった施設が事業年度の中途において非課税対象の施設となった場合又は非課税対象であった施設が事業年度の中途において課税対象の施設となった場合、当該施設に係る従業者割は非課税となりますか？

A. 従業者割についても、資産割と同じく非課税規定の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行うこととされています。

しかし、仮に課税標準の算定期間の末日の現況により非課税規定の適用を受ける施設と認定されたとしても非課税規定は、「当該施設に係る従業者給与総額」に対して事業所税を課することができない旨規定するものでありますから課税標準の中途において、非課税規定の適用を受けない施設が非課税規定の適用を受ける施設に該当することとなったものである場合には、その該当することとなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者給与総額ということではできませんので非課税とならないものです。

課税標準の算定期間の中途において、非課税規定の適用を受ける施設が非課税規定の適用を受ける施設に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は非課税となるものと解されます。

8 課税標準の特例

課税標準の特例とは地方税法により、事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。

[法 701 の 41]

(1) 課税標準の特例の範囲

① 事業所税における課税標準の特例には、非課税と同様に人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。課税標準の特例施設の範囲は、「課税標準の特例対象施設一覧表」(P.54)のとおりであり、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が課税標準から控除されます。

② 課税標準の特例の判定日

特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で判定します。[法 701 の 41]

【注】課税標準の算定期間中途に廃止した事業所は、当該廃止の直前の現況で判定します。[通知(市)9章3(5)]

③ 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において特例対象施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。

(2) 課税標準の特例規定の適用

① 特例規定を受ける事業と、受けない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。(P.27 参照)

② 2以上の課税標準の特例規定に重複して該当する場合

別表2に掲げた課税標準の特例規定のうち、2つ以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。[令 56 の 71]

適用順位	適用条項
1	地方税法 701 条の 41 第 1 項
2	地方税法 701 条の 41 第 2 項

【注】

- 適用順位 1 の規定を適用後の課税標準について、適用順位 2 の規定が適用されます。
- 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の各号の重複適用は行いません。

9 減免

本市においては、非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、福山市税条例によって減免措置を講じています。

[条 126 の 13]

(1) 減免の範囲

本市においては、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認められる者その他特別の事情がある者等の「減免対象施設一覧表」(P.62 別表 3 参照)に掲げるとおり一定の要件を満たすものに限り減免措置を講じています。

(2) 減免の適用

① 減免の判定

減免の適用を受け得るものか否かの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免判定についても非課税、課税標準の特例と同様の方法で行います。

② 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに減免申請書を、減免を受けようとする事由を証する書類・資料等を添付して提出する必要があります。

10 申告と納付

(1) 申告義務者

福山市内に所在する事業所に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で次に該当する場合は事業所税の申告が必要です。〔法 701 の 46〕〔法 701 の 47〕〔条 126 の 9〕

① 申告と納付が必要な場合

課税標準の算定期間の末日現在において、福山市内に所在する各事業所等の合計床面積が 1,000 m²を超える場合又は合計従業者数が 100 人を超える場合。

② 申告のみが必要な場合

課税標準の算定期間の末日現在において、福山市内に所在する各事業所等の合計床面積が 900 m²を超える場合又は合計従業者数が 90 人を超える場合並びに前事業年度又は前課税期間において税額が発生していた場合。

(2) 申告納付期限〔法 701 の 46〕〔法 701 の 47〕〔条 126 の 9〕

① 法人・・・事業年度終了の日から 2 月以内（延長制度はありません）

② 個人・・・翌年の 3 月 15 日まで

●年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から 1 月以内

●事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その事業の廃止の日から 4 月以内

(3) 更正・決定・期限後の申告

申告書又は修正申告書の提出後に、市長が調査した結果とその内容が異なるときは、課税標準又は税額を更正することがあります。〔法 701 の 58①〕

申告期限までに申告がない場合には、市長が調査した結果によって、申告すべき課税標準又は税額を決定することがあります。〔法 701 の 58②〕

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することが出来ます。〔法 701 の 49①〕

(4) 修正申告・更正の請求

① 修正申告

●すでに確定した課税標準又は税額が過少であった場合の申告

すでに確定した課税標準又は税額が過少であったため、不足額を生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

② 更正の請求

●すでに確定した課税標準又は総額が過大であった場合の手続き

申告書に記載した課税標準又は税額の計算が法令の規定に従っていなかった場合、又はその計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

なお、更正の請求は「更正の請求書」を提出してください。〔法20の9の3〕

(5) 延滞金

納期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6%（一定の期間は年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。（法701の60）

なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞金（年7.3%の割合の部分に限ります。）については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、その年中においては、当該商業手形後の基準割引率に年4%を加算した割合を乗じて計算されます。また、平成26年1月1日以後の期間においては、年14.6%の割合に該当する部分については、特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）、年7.3%の割合に該当する部分については、特例基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%）を乗じて計算されます。（本法附則3の2）

(6) 加算金

過少な申告をしたり申告書の提出がなかったときなどは、延滞金のほかに次のような加算金がかかります。

① 過少申告加算金〔法701の61①〕

期限内に申告書が提出された後、申告税額が過少であるため更正があったとき又は修正申告書の提出があったときは、更正による不足額または修正申告により増加した税額（以下「対象不足税額」といいます。）の10%相当額の過少申告加算金が課されます。

ただし、対象不足税額等（更正又は修正申告書の提出前にすでに更正又は修正申告に提出があった場合は、前の更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額を加算した金額）が期限内に申告された税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（対象不足税額等がその越える部分に相当する金額に満たないときは、その対象不足額等）の5%相当額を加算した金額が過少申告加算金となります。

② 不申告加算金〔法 701 の 61②〕

次の場合、納付すべき税額の 15%（納付すべき税額が 50 万円を超える部分については 20%）相当額の不申告加算金が課されます。（2024（令和 6）年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものより、納付すべき税額が 300 万円を超える部分については 30%）

- 期限後に申告書を提出した場合
- 市長が税額等を決定した場合
- 期限後に申告書を提出した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき
- 市長が税額等を決定した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき

ただし、期限後に申告書の提出があった場合、又は修正申告書の提出があった場合はそれらの申告が市長による決定又は更正を予知してなされたときを除き、5%相当額になります。〔法 701 の 61③〕

③ 重加算金〔法 701 の 62〕

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は偽装したことによる場合には、重加算金（過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。

（7）事業所の新設・廃止の申告

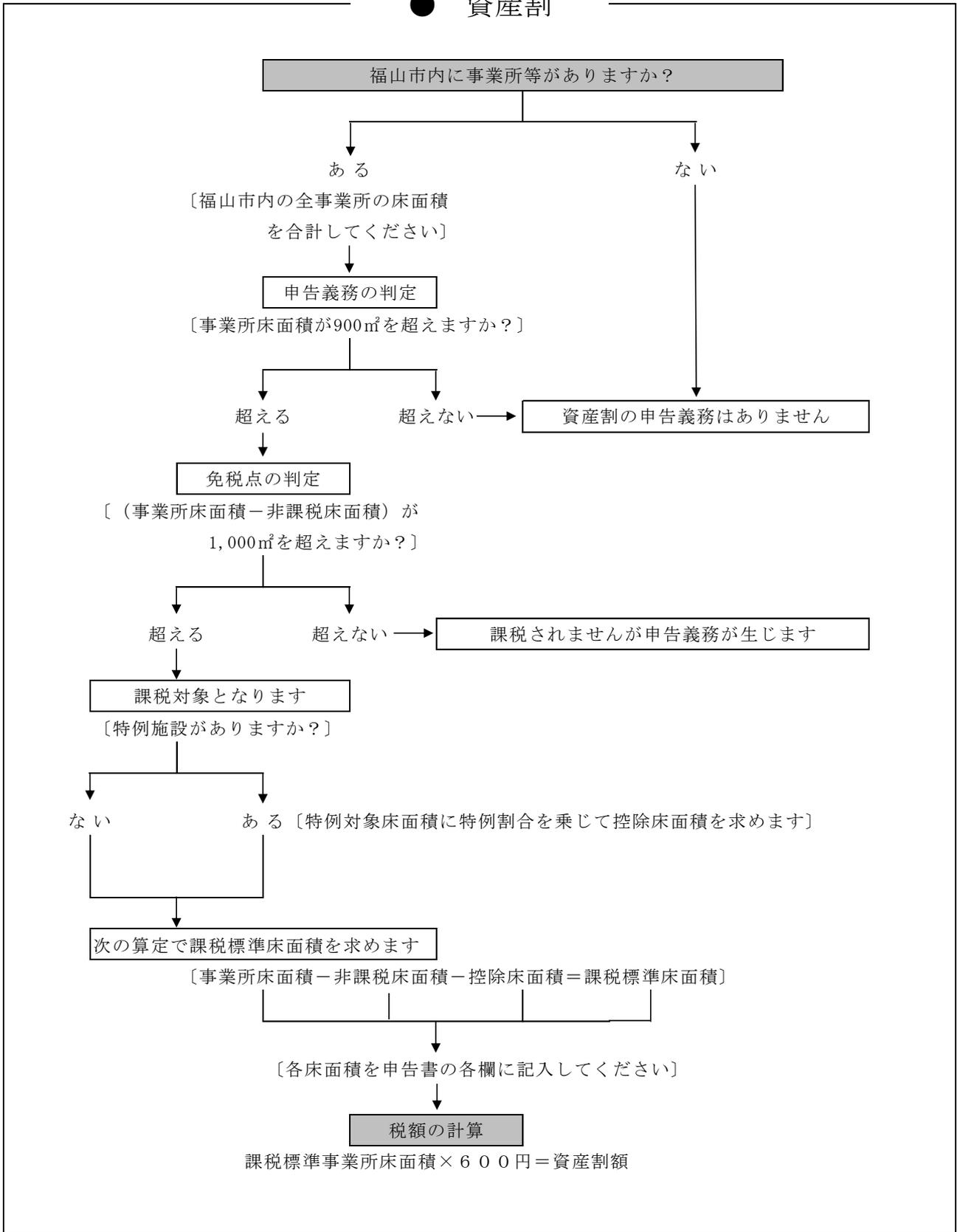
市内において事業者等を新設し、又は廃止した方は、当該新設又は廃止の日から 1 月以内にその旨の申告が必要です。〔法 701 の 52①〕〔条 126 の 10〕

（8）事業用家屋を貸している方の申告

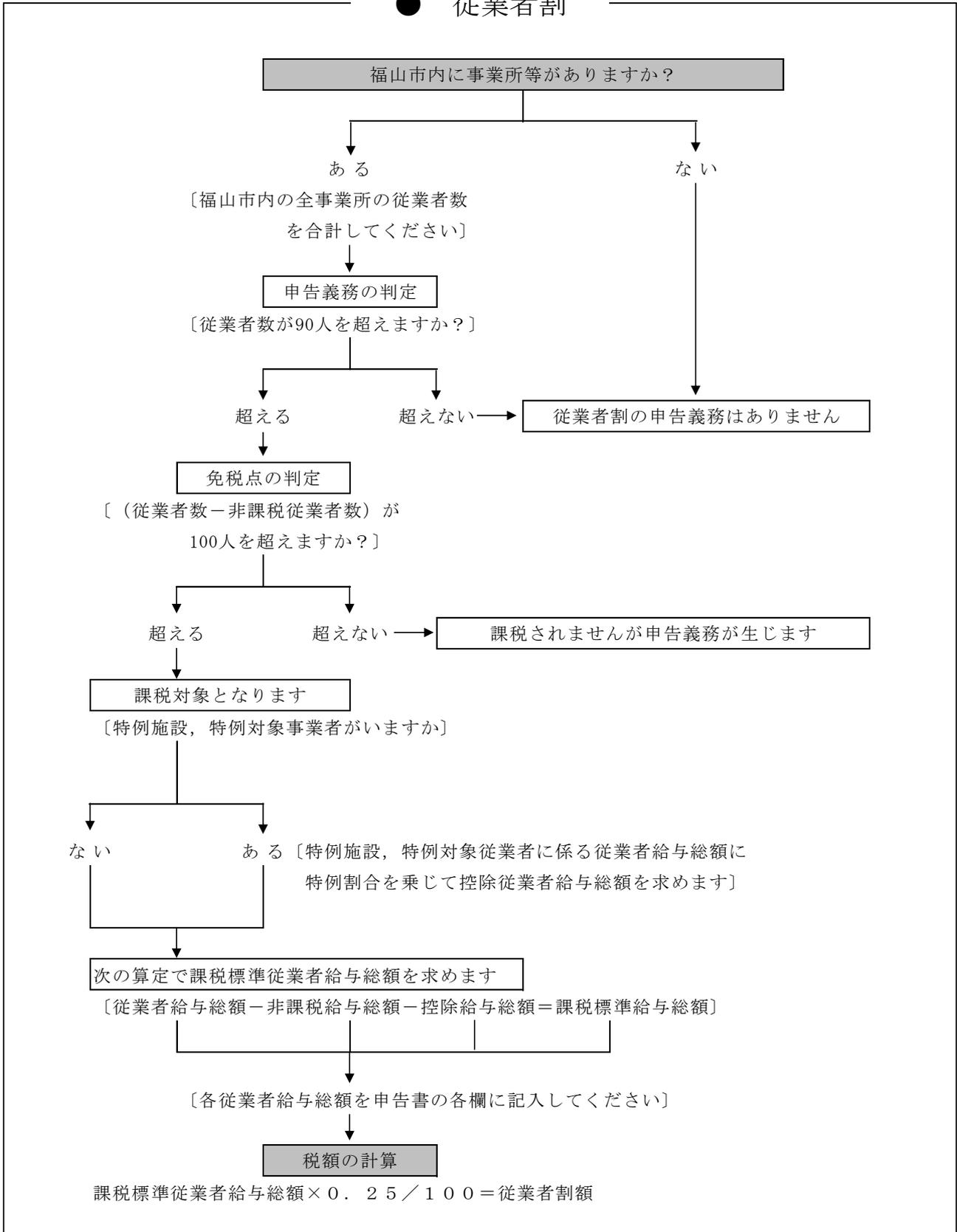
事業用家屋の全部又は一部を他の人に貸している方は、事業用家屋の貸付状況等の申告が必要です。〔法 701 の 52②〕〔条 126 の 11〕

異動があった場合も同様です。

● 資産割



● 従業者割



第3部 みなし共同事業

1 みなし共同事業

(1) 概要

事業を行う法人又は個人に次項に掲げる特殊関係者が存在している場合、当該事業を行う者は特殊関係者を有する者（以下あなた又は貴社）となり、あなた又は貴社との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負います。〔法 701 の 32②〕〔令 56 の 21②〕〔法 10 の 2①〕

(2) 免税点の判定及び課税標準の算定

●特殊関係者を有する者の免税点の判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事業所床面積又は従業者数とを合算して行います。〔令 56 の 75②〕

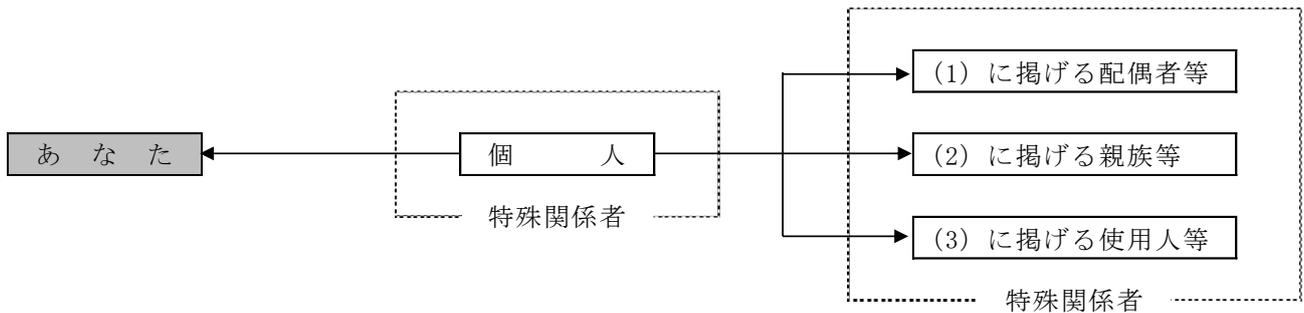
●共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定は特殊関係者が単独で事業を行うとみなされますので、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者ともに、その共同事業について、損益分配の割合を乗じることはせず、自己の事業のみに係る課税標準を算定します。〔令 56 の 51②〕

2 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、特殊関係者を有する者であるか否かの判定をすべき者（以下あなた又は貴社）と特殊関係のある個人または同族会社等で次の者です。〔令 56 の 21①〕

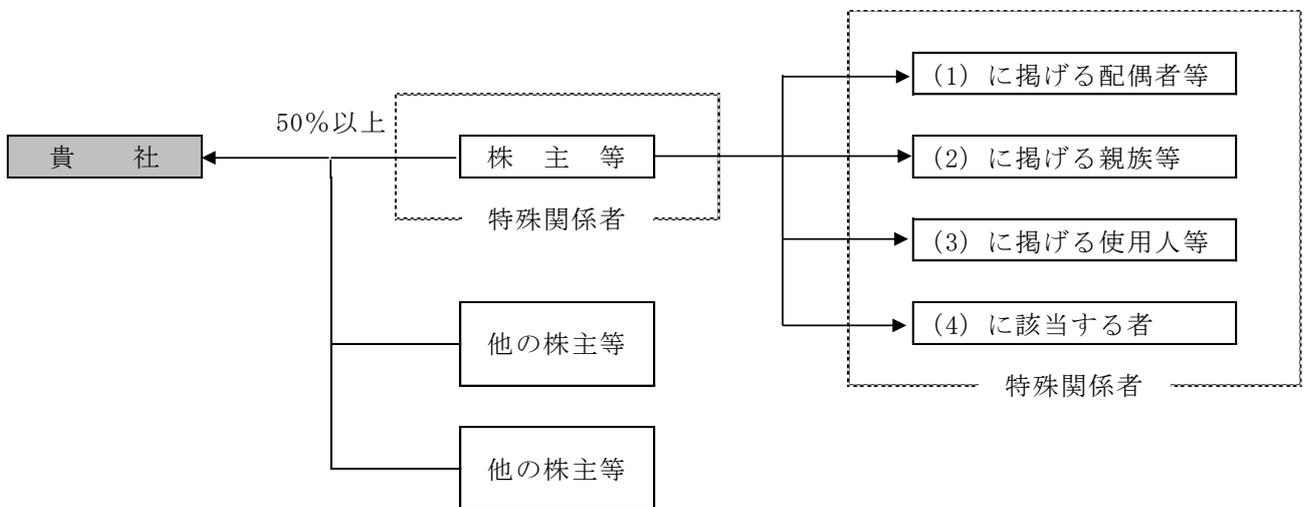
- (1) あなたの配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、直系血族及び兄弟姉妹〔令 56 の 21①〕〔令 5① (1)〕
- (2) あなたの6親等内の血族及び3親等内の姻族（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹以外の者）で次に掲げる者〔令 56 の 21①〕〔令 5① (2)〕
 - ① あなたと生計を一にする者
 - ② あなたから受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

- (3) あなたの使用人その他の個人（前記（1）及び（2）に該当する者以外の者）で、あなたから受ける特別の金銭等により生計を維持している者〔令56の21①〕〔令5①（3）〕
- (4) あなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（前記（1）及び（2）に該当する者以外の者）及びあなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（前記（1）及び（2）に該当する者以外の者）と前記（1）、（2）及び（3）のいずれかに該当する関係のある個人〔令56の21①〕〔令5①（4）〕

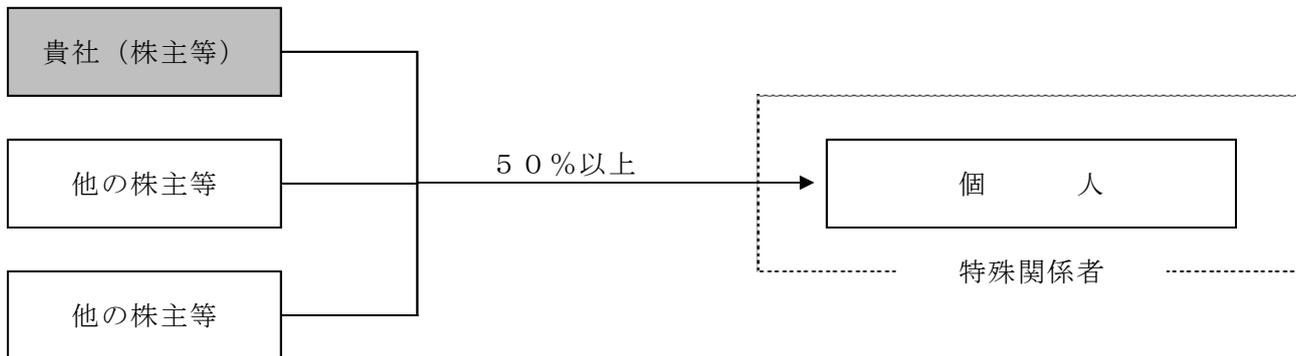


- (5) 貴社が同族会社である場合に、次に掲げる者〔令56の21①〕〔令5①（5）〕

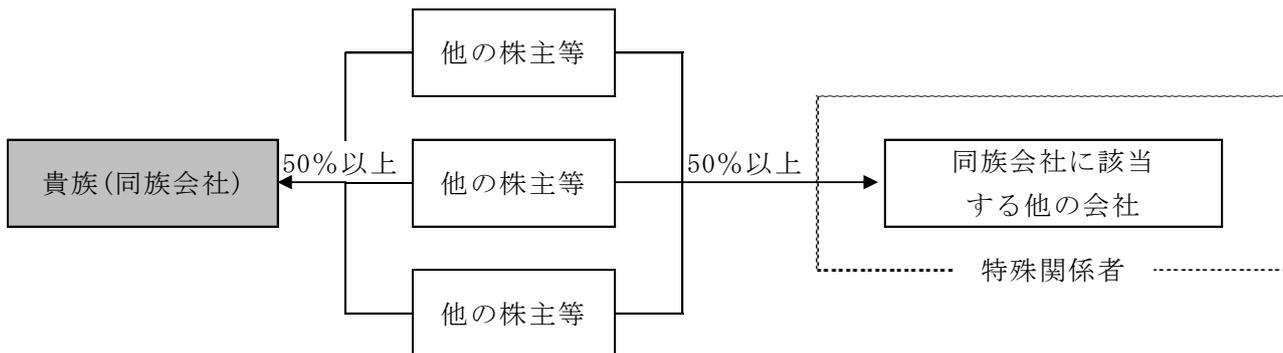
- ① 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人
- ② 上記①に該当する者と前項（1）から（4）のいずれかに該当する関係がある個人



(6) 貴社を判定の基礎として同族会社に該当する会社〔令 56 の 21①〕〔令 5①(6)〕



(7) 貴社が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と（1）から（4）までに該当する関係がある個人及びこれらの者を基礎として同族会社に該当する他の会社も含まれます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社〔令 56 の 21①〕〔令 5①（7）〕



< 特殊関係者の行う共同事業と事業に係る事業所税 >

Q. 相互に同族会社にある A、B、C 三社が同一のビルで事業を営んでいる場合、A、B、C 三社の代表者は同一人で A 社が建物を所有し、B 社及び C 社が建物の一部を賃借しているときには、A、B、C 三社の行う事業は特殊関係者の行う事業として共同事業としてみなされるのですか？

A. A、B、C 三社が相互に特殊関係者になるかどうかは、それぞれ相互に同族関係にあることとなるかによって定まりますから設問の場合、三社が相互に特殊関係者であり、特殊関係者を有する者であるということになります。このような場合に本来一社が行うべき事業を租税回避の目的で三社に分割して事業を行うなど事業所税の負担を減少させる結果となるときは、これら三社が行う事業は一社が単独で行うものとみなされて免税点の判定や課税標準の算定が行われることとされています。

別表 1 非課税対象施設一覧表 [地方税法第 701 条の 34]

対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
				法律	政令	省令
国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法に規定する公共法人	○	○	法 701 の 34 ①		
公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	法 701 の 34 ②	令 56 の 22 令 56 の 23	
教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	法 701 の 34 ③(3)	令 56 の 24	
公衆浴場	知事が入浴料金を定める公益浴場	○	○	法 701 の 34 ③(4)	令 56 の 25	
と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	法 701 の 34 ③(5)		
死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法 701 の 34 ③(6)		
水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	法 701 の 34 ③(7)		
一般廃棄物処理施設	市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法 701 の 34 ③(8)		

対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
				法律	政令	省令
病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	法 701 の 34③(9)	令 56 の 26	
社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障がい者支援施設等	○	○	法 701 の 34③(10)、(10 の 2)、(10 の 3)、(10 の 4)、(10 の 5)、(10 の 6)、(10 の 7)、(10 の 8)、(10 の 9)	令 56 の 26 の 2 令 56 の 26 の 3 令 56 の 26 の 4 令 56 の 26 の 5	
農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	法 701 の 34③(11)	令 56 の 27	規 24 の 3
農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法 701 の 34③(12)	令 56 の 28	規 24 の 4
卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	○	○	法 701 の 34③(14)	令 56 の 29	規 24 の 5

対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
				法律	政令	省令
電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○	法 701 の 34③(16)	令 56 の 32	
ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	法 701 の 34③(17)	令 56 の 33	
中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法 701 の 34③(18)	令 56 の 34	規 24 の 5 の 2
中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法 701 の 34③(19)	令 56 の 35	(イ)規 24 の 5 の 3 (ロ)規 24 の 5 の 4
鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法 701 の 34③(20)	令 56 の 36	

対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
				法律	政令	省令
自動車運送事業等施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で、事業所以外の施設	○	○	法 701 の 34③(21)	令 56 の 37	
自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	法 701 の 34③(22)	令 56 の 38	
国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○	法 701 の 34③(23)	令 56 の 39	規 24 の 6
電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法 701 の 34③(24)	令 56 の 40	
一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	法 701 の 34③(25)	令 56 の 40 の 2	
郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	法 701 の 34③(25 の 2)	令 56 の 40 の 3	

対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
				法律	政令	省令
勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法 701 の 34③(26)	令 56 の 41	規 24 の 7
路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法 701 の 34③(27)	令 56 の 42	規 24 の 8
駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐車場	○	○	法 701 の 34③(28)		
高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	法 701 の 34③(29)	令 56 の 42 の 2	

対象	要件等	資産割	従業者	関係条文		
				法律	政令	省令
消防用設備等・防災施設又は設備	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等	○	—	法 701 の 34④	令 56 の 43	規 24 の 9
港湾運送事業者用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	法 701 の 34⑤	令 56 の 46	規 24 の 10

消防用設備・防災施設等の非課税の範囲〔地方税法第701条の34第4項〕

非課税の対象となる施設は、消防法第17条第1項に規定する防火対象物で、不特定多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設等で、同条第2項及び第3項に定めるもので当該対象施設の床面積を有する部分です。

〔表1〕 特定防火対象物（消防法施行令別表1）

項	特定防火対象物
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 競技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）イ、（4）、（5）イ及び（9）イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用される役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定まるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） 等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（（6）ロ以外のもの）、老人福祉センター、有料老人ホーム（（6）ロ以外のもの） 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	準地下街

※本表は、消防法施行令 別表第一に基づき作成したものです。

〔表2〕 消防用設備等に係る非課税施設一覧

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
消防用設備	消火設備	消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張張真珠岩	設置箇所に標識を設け、かつ常設されている場合に限り、占用床面積が非課税となります。	○	
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、粉末消火設備屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備	操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蔵槽又は消化剤の貯蔵容器等の貯蔵庫を含むただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
		上段の設備に係る水槽の設置部分及び上段の設備に係るポンプが設備されているポンプ室	一般給水用ポンプと併設されている場合は各々のポンプの占用床面積に応じあん分する	○	
		二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備	操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蔵槽又は消化剤の貯蔵容器等の貯蔵庫を含むただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災警報設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン、非常ベル、自動式サイレン、放送設備	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合については対象とならない	○	
	非常電源	連結散水設備、連結送水管非常コンセント設備、無線通信補助設備	床を占有する場合のみ	○	
		消防用設備等に附置される非常電源、又は予備電源の電源室（発電室、蓄電室又は変電室）	一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占用床面積に応じあん分する	○	

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
消防用設備	避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、暖降機、避難橋等	当該設備の設置部分及び操作面積（消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、その部分が有効に確保されると認められる場合に限る）ただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない。	○	
		誘導灯、誘導標識	床を占有する場合のみ	○	
	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池、その他の用水		○	
	消火活動上必要な施設	排煙設備	排煙設備のダクトスペース（床を占有する部分）を含む	○	
	パイプスペース等	消防用設備等に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部品でバルブ類の格納部分を含むものとし、床を占有する部分	消防用設備等の配管又は配線と一般設備の配管又は配線と併せて格納する場合を含む	○	
	総合操作盤その他消防用設備	その他消防用の操作機器の設置部分で床を占有する部分	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合については対象とならない	○	

【注】

- 1 消防法第17条第1項に規定する消防用設備等であって、消防法施行令第2章の規定に適合するもの又は第17条の2第1項もしくは第17条の3第1項の規定の適用があるものに限られます。
- 2 上記設備等に附置される電源を含みます。

[表3] 防災施設等に係る非課税施設一覧 (その1)

(注) ★は建築基準法第35条に規定する施設又は設備に限る

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
防災施設	階段	特別避難階段の階段室及び附室	建築基準法施行令第123条の規定による特別避難階段の階段室及び附室	○ ★	
		避難階段の階段室	建築基準法施行令第123条の規定による特別避難階段の階段室	○ ★	
		避難階段の階段	避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)又は地上へ通ずる直通階段に限る		○ ★
		上記以外の階段室で建築基準法施行令第112条第9項の規定に基づいて設置されるもの	主要構造を耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する建築物で防火区画されているもの		○
	非常照明装置	建築基準法施行令第126条の4、5の規定に基づき設置される非常用の照明装置	予備電源の電源室(一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じあん分する)を含む	○ ★	
	排煙設備	建築基準法施行令第126条の2、3の規定に基づき設置される非常用設備以外の排煙設備	消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せておこなうダクトスペース(床を占有する部分)及び予備電源の電源室(一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じあん分する)を含む	○	
	非常用進入口	建築基準法施行令第126条の6、7の規定に基づき設置される非常用の進入口	バルコニーの部分(床面積に含まれる部分)を含む	○ ★	
	昇降機等	建築基準法施行令第126条の13の3規定に基づき設置される非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー	予備電源の電源室(一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じあん分する)を含む	○ ★	
		建築基準法施行令第112条第9項の規定に基づき設置されるエレベーター又はエスカレーター等の昇降路	予備電源の電源室(一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じあん分する)を含む		○

[表3] 防災施設等に係る非課税施設一覧（その2）

(注) ★は建築基準法第35条に規定する施設又は設備に限る

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分															
				全部	1/2														
防災施設	避難通路	福山地区消防組合火災予防条例第48条、第50条及び第51条の規定に基づき設置された避難通路	スプリンクラー有効範囲内に設置するもの	○															
		<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>福山地区消防組合火災予防条例第48条 劇場等の客席の避難通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ アの縦通路の幅は、算定幅員以上とすること。 ・両側に通路を保有する場合 80センチメートル以上 ・片側のみの通路の場合 60センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路（1メートル以上）を保有すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エ 横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難通路に直通していること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福山地区消防組合火災予防条例第50条 キャバレー等の客席の避難通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席に設けられた有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては1.2メートル）以上</td> </tr> </table>				1	福山地区消防組合火災予防条例第48条 劇場等の客席の避難通路	ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。		イ アの縦通路の幅は、算定幅員以上とすること。 ・両側に通路を保有する場合 80センチメートル以上 ・片側のみの通路の場合 60センチメートル以上		ウ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路（1メートル以上）を保有すること。		エ 横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。		オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難通路に直通していること。		2	福山地区消防組合火災予防条例第50条 キャバレー等の客席の避難通路
1	福山地区消防組合火災予防条例第48条 劇場等の客席の避難通路																		
ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。																			
イ アの縦通路の幅は、算定幅員以上とすること。 ・両側に通路を保有する場合 80センチメートル以上 ・片側のみの通路の場合 60センチメートル以上																			
ウ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路（1メートル以上）を保有すること。																			
エ 横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。																			
オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難通路に直通していること。																			
2	福山地区消防組合火災予防条例第50条 キャバレー等の客席の避難通路																		
当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席に設けられた有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては1.2メートル）以上																			

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分							
				全部	1/2						
防災施設	前ページの続き	の避難通路で、客席の各部分から、いす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないでその一に達するように保有されたもの	スプリンクラー有効範囲内に設置するもの	○							
	3	福山地区消防組合火災予防条例第 51 条百貨店等の避難通路等									
	避難通路	1 当該階における売場又は展示場の床面積に応じて規制された幅員以上に保有された主要避難通路	上段以外のもの	○							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150 m²以上 300 m²未満</td> <td>1.2m 以上</td> </tr> <tr> <td>300 m²以上</td> <td>1.6m 以上</td> </tr> </tbody> </table>				売場又は展示場の床面積	幅員	150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m 以上	300 m ² 以上	1.6m 以上
	売場又は展示場の床面積	幅員									
150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m 以上										
300 m ² 以上	1.6m 以上										
	2 当該階における売場又は展示場の床面積が 600 平方メートル以上の場合に保有された主要避難通路以外の有効幅員 1.2 メートル以上の補助避難通路										
廊下	建築基準法施行令第 119 条の規定に基づいて設置された廊下			○ ★							
出入口	建築基準法施行令第 125 条又は第 125 条の 2 の規定に基づいて設置された非難階における屋外への出入口	区画が無い場合は避難通路の有効幅員に相当する部分		○ ★							
喫煙所	福山地区消防組合火災予防条例第 24 条の規定に基づいて設置された喫煙所	〔表 1〕（特定防火対象物）1 及び 4 に設置されたもので標識を設け、かつ常設されている場合に限る		○							

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
防災施設	中央管理室	<p>建築基準法施行令第20条の2第2項ハに定める高さ31mを超える建築物及び1,000㎡を超える地下街に設置された機械換気設備の制御及び監視のできる場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けられたもので次の設備又は施設を設置しているもの</p> <p>① 排煙設備の制御及び行動の状態の監視に係る設備を設置しているもの</p> <p>② 高さが31mを超える建築物に設置されるもので、建築基準法施行令第129条の13第3項に規定する非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているもの</p>	総合操作盤等の床を占有する部分は除く		○

●建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）

別表 1 (い) 欄 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延面積の合計）が 1,000 m²を超える建築物については、廊下、階段、出入り口その他の避難階段、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入路並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

●別表第 1

	(1)	(2)	(3)	(4)
(い)	劇、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

別表2 課税標準の特例対象施設一覧表〔地方税法第701条の41〕

対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
				法 律	政 令	省 令
協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (1)		
各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (2)		
公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効活用のための施設（P.58～P.61） （次号に掲げるものを除く）	3 — 4	—	法 701 の 41① (3)	令 56 の 53	規 24 の 11
産業廃棄物収集 運搬事業用施設 等	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事業所以外の施設	3 — 4	1 — 2	法 701 の 41① (4)	令 56 の 53 の 2	
家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3 — 4	—	法 701 の 41① (5)		
生鮮食料品価格 安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3 — 4	—	法 701 の 41① (6)	令 56 の 54	規 24 の 12

対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
				法 律	政 令	省 令
醸造業の 製造用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類 の製造業者が直接これらの製造の用に 供する施設 (包装、びん詰、たる詰その他これらに 類する作業のための施設は除く)	3 — 4	—	法 701 の 41① (7)	令 56 の 56	
木材市場・ 木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場 される木材市場又は製材業者等がその 事業の用に供する木材保管施設	3 — 4	—	法 701 の 41① (8)	令 56 の 57	規 24 の 14
ホテル・ 旅館用施設	旅館業法に規定するホテル営業又は旅 館営業の用に供する施設で、宿泊の用に 係る施設	1 — 2	—	法 701 の 41① (9)	令 56 の 60	規 24 の 19
港湾施設のうち 一定のもの	港務通信施設、旅行乗降用固定施設、手 荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役 務用施設	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (10)	令 56 の 61	規 24 の 19
港湾施設の 上屋、倉庫	上屋及び倉庫業者がその本来の事業の 用に供する倉庫で臨港地区内に設置さ れるもの	3 — 4	1 — 2	法 701 の 41① (11)	令 56 の 62	
外国貿易用 コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送され るコンテナ貨物に係る荷さばきの用 に供する施設	1 — 2	—	法 701 の 41① (12)		
港湾運送 業務用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業 又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1 — 2	—	法 701 の 41① (13)		

対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
				法 律	政 令	省 令
倉庫業者 の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3 — 4	—	法 701 の 41① (14)		
タクシー 事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (15)	令 56 の 63	
公共の飛行場に 設置される施設	公共の飛行場に設置される施設のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他航空運送事業の用に供する施設	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (16)	令 56 の 64	規 24 の 20
流通業務地区内 の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する倉庫	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (17)	令 56 の 65	
流通業務地区の 倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3 — 4	1 — 2	法 701 の 41① (18)		
特定信書便事業 の用に供する施 設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41① (19)	令 56 の 66	規 24 の 21

対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
				法 律	政 令	省 令
心身障がい者 多数雇用事業所	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1 — 2	—	法 701 の 41 ②	令 56 の 68	
特定農産加工 事業用施設	令和 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度で特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 ※個人事業の場合は令和 7 年分まで	1 — 4	—	法 701 の 41 本法附 則 33 (5)		
特定事業所内 保育施設	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	3 — 4	3 — 4	法 701 の 41 本法附 則 33 (6)		

公害防止又は資源の有効利用のための施設 [地方税法第 701 条の 41 第 1 項第 3 号]

特例対象となる施設は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で、専ら公害防止のための施設の用に供される事業用家屋のみが特例措置の対象となります。

対 象	施 設				
<p>1 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除外施設</p>	<p>沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(汚水、廃液若しくは下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)</p>				
<p>2 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設(3に掲げる施設を除く。)</p>	<p>ばい煙の処理施設は、次の表の左欄に掲げるばい煙の処理施設のうち、それぞれ当該右欄に掲げる機械その他の設備(いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設に係るいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを還元の方法により処理するための装置並びにこれに附属する機械その他の設備で専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される蒸発器、ポンプ及びタンク(還元剤を供給するためのものに限る。)にあつては、昭和 52 年 6 月 18 日以後において新設されたものに限る。) 又は大気汚染防止法第 2 条第 1 項に規定するばい煙を処理するための煙突で高さが 70 メートル以上のもの。</p> <table border="1" data-bbox="550 1301 1404 1960"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1301 769 1379">ばい煙の処理施設の種類</th> <th data-bbox="769 1301 1404 1379">機 械 そ の 他 の 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1379 769 1960"> <p>ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設</p> </td> <td data-bbox="769 1379 1404 1960"> <p>1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により集じん又は除じんするための装置</p> <p>2 1 の装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら集じん又は除じんの用に供されるもの</p> <p>① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。)</p> <p>② ガス冷却器</p> <p>③ 通風機</p> <p>④ 空気圧縮機(バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。)</p> <p>⑤ 変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ばい煙の処理施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備	<p>ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設</p>	<p>1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により集じん又は除じんするための装置</p> <p>2 1 の装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら集じん又は除じんの用に供されるもの</p> <p>① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。)</p> <p>② ガス冷却器</p> <p>③ 通風機</p> <p>④ 空気圧縮機(バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。)</p> <p>⑤ 変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。)</p>
ばい煙の処理施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備				
<p>ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設</p>	<p>1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により集じん又は除じんするための装置</p> <p>2 1 の装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら集じん又は除じんの用に供されるもの</p> <p>① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。)</p> <p>② ガス冷却器</p> <p>③ 通風機</p> <p>④ 空気圧縮機(バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。)</p> <p>⑤ 変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。)</p>				

対 象	施 設	
<p>2 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設(3 に掲げる施設を除く。)</p>	<p>ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設</p>	<p>⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯溜器 ⑨ 水管(ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。) ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽(洗浄廃液を処理するためのものに限る。)並びに計測器</p>
	<p>いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設</p>	<p>1 いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを洗浄(吸収を含む)、中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置 2 1 の装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供されるもの ① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。) ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 水管(ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。) ⑤ 塔及び槽(洗浄液を供給するためのものに限る。) ⑥ 洗浄液再生装置 ⑦ 吸着剤再生装置 ⑧ ミスト除去装置(これに附属する変圧器及び整流器を含む。) ⑨ 水路、ポンプ、池及び槽(洗浄廃液を処理するためのものに限る。)並びに計測器 ⑩ 蒸発器、ポンプ及びタンク(還元剤を供給するためのものに限る。)</p>
<p>揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設</p> <p>1 吸着、分解又は分離の方法により大気汚染防止法第 2 条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの</p> <p>① 吸着装置 ② 分解装置 ③ 分離装置</p> <p>2 前号に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら揮発性有機化合物の排出の抑制の用に供されるもの</p> <p>① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。) ② 冷却装置 ③ 送風機 ④ 熱交換機 ⑤ 加熱器 ⑥ 圧縮機 ⑦ 凝縮器 ⑧ ばっき装置</p>		

対 象	施 設
	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 中和装置 ⑩ ミスト除去装置 ⑪ 計測器及び自動調整装置 ⑫ 変圧器及び整流器 ⑬ 電動機 ⑭ ボイラー ⑮ 分離器 ⑯ ポンプ、配管及びタンク
<p>3 大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設</p>	<p>指定物質の排出又は飛散を抑制する機能を有する装置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 活性炭利用吸着式処理装置 (2) 直接燃焼式処理装置 (3) 触媒利用燃焼式処理装置 (4) 蓄熱体利用燃焼式処理装置 (5) 液化式処理装置
<p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設 及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設</p>	<p>ごみ処理施設（1 日当たりの処理能力が 5 トン以上(焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200 kg 以上又は火格子面積が 2 m²以上)のごみ処理施設に限る。)は都道府県知事の許可を受けているもの(焼却装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。)</p> <p>産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する産業廃棄物処理施設(脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固型化装置、焙焼装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。)で都道府県知事の許可を受けているもの</p>
<p>5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 20 条第 1 項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設は除く。</p>

対 象	施 設
<p>6 ダイオキシン類対策 特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類(同条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)の処理施設</p>	<p>1 特定施設から発生するダイオキシン類の処理施設 重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、電気捕集、吸着、燃焼分解、触媒分解、冷却その他の方法によりダイオキシン類を処理するための装置及びこれらに附属する機械その他の設備(専らダイオキシン類の処理の用に供されるガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。)、ガス冷却器、変圧器、整流器、吸着剤再生装置、加熱器、ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯溜器、空気圧縮機、通風機、ミスト除去装置、貯水タンク、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。)</p> <p>2 特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理施設 沈澱、浮上、油水分離、汚泥処理、濾過、バーク処理、濃縮、燃焼、蒸発洗浄、冷却、中和、酸化、還元、凝集沈澱、脱有機酸、イオン交換、生物化学的処理、脱アンモニア、貯溜、輸送、吸着、紫外線照射及びオゾン注入による分解、逆浸透膜による除去その他の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置並びにこれらに附属する機械その他の設備(専らダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理の用に供される電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。))に限る。)</p>

別表3 減免対象施設一覧表〔地方税法第701条の57〕

本市では事業所税の適用に当たり、国の指導に基づき、天災その他地方税法上の非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。その概要は、次に掲げるとおりですのでこれに該当する方は、市役所へ申告納付期限までに減免申請書に減免を受けようとする事由を証する書類・資料等を添付して提出してください。

(1)芸術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設

施設	減免割合
1 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1
2 地方税法第72条第5項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)で次に掲げるもの	
ア その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	資産割の2分の1
イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積に比し広大(概ね同程度以上)であると認められるもの	当該舞台等に係る資産割の2分の1
3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
4 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る)	資産割及び従業者割の一定割合((当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数/当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数)×1/2)

(2) 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設

施設	減免割合
1 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の 2 分の 1
2 果実飲料の日本農林規格（平成 10 年農林水産省告示第 1075 号）第 2 条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 567 号）第 2 条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積が 3,000 m ² 以下のものに限る）	資産割の 2 分の 1
3 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内において有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
4 旧中小企業振興事業団法（昭和 42 年法律第 56 号）の施行前において中小企業近代化資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 18 号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
5 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の協同利用に供する施設（法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く）	資産割及び従業者割の全部
6 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部
7 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 11 号、第 13 号、第 14 号又は第 18 号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、当該指定都市等の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部

(3) 事業の目的及び営業の形態上特に配慮の必要があると認められる施設

施 設	減免割合
1 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
2 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
3 ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む）の用に供する施設	資産割の2分の1
4 野菜又は果実（梅に限る）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
5 藪製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（藪製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む）	資産割の2分の1
6 港湾法（昭和25年法律第218）第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	資産割の2分の1
7 次に掲げる事業の用に供する施設において当該事業を行う者の従業者のうち、これらの事業に直接従事する者	
ア ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	従業者割の全部
イ 列車内の食堂及び売店の事業を行う者	従業者割の2分の1
8 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	資産割の2分の1

(4)天災その他、特別の事情があるものの施設

施 設	減免割額
1 天災又は火災により事業所用家屋に甚大な損害を受けた施設	資産割の事業停止月数分（1月に満たない端数は切り上げる）
2 地方自治法第244条の2第8項の規定の適用を受ける者が同条第3項の規定に基づき管理を行う施設で公の施設としての平等性を確保されているもの	資産割及び従業者割の全部
3 課税標準の算定期間中継続して6月以上事業を休止していた施設	資産割の休止月数分

第4部 申告書の種類及び記載例

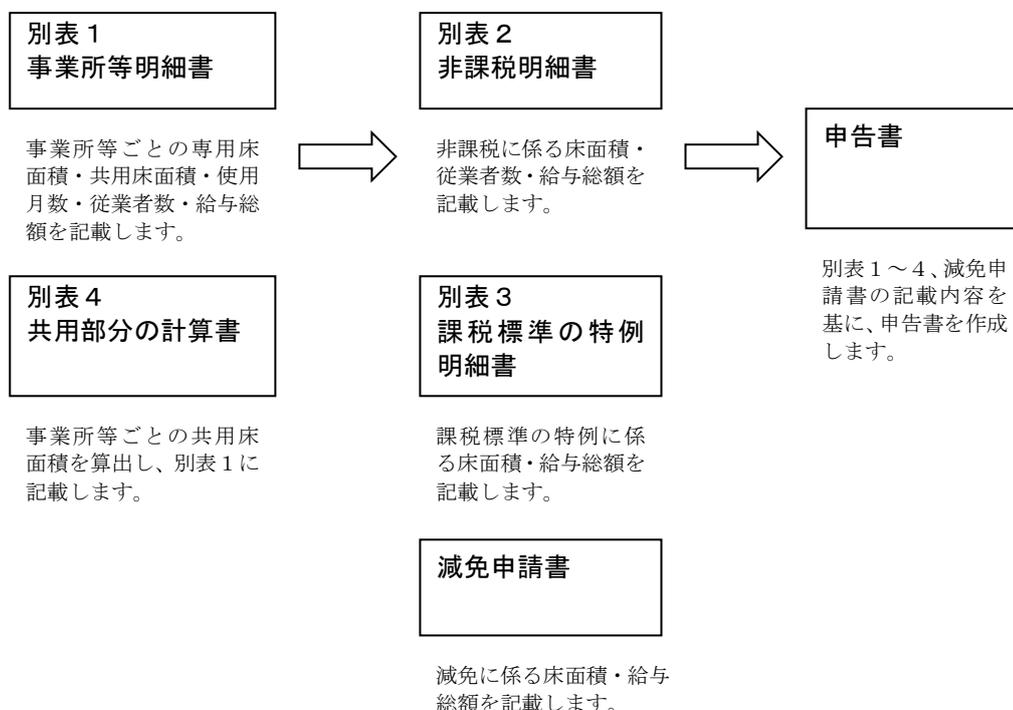
申告書の種類

- 1 事業所税の申告書
 - (1) 事業所税申告書 [第44号様式申告書]
 - (2) 事業所等明細書 [第44号様式別表1]
 - (3) 非課税明細書 [第44号様式別表2]
 - (4) 課税標準の特例明細書 [第44号様式別表3]
 - (5) 共用部分の計算書 [第44号様式別表4]
 - (6) 事業所税減免申請書

- 2 その他の申告書等
 - (1) 事業所等新設・廃止申告書
 - (2) 事業所用家屋の貸付け申告書
 - (3) 休止施設届出書

申告書作成にあたって

事業所税の申告書は、次の順序で作成してください。



申告書記載例

設 例

フクヤマ株式会社は、12月31日決算（1年決算）の法人で、12月31日決算期末日の事業所床面積及び同期中に支払われた従業員給与総額は、次のとおりです。

1 本社（福山市東桜町3-5）

本社は貸ビル（駅前ビル）に入居しており、専用床面積は3,460㎡〔うち214㎡は従業員のための食堂と娯楽室に使用している〕であり、当該貸ビルには他にA社、B社及びC社がそれぞれ2,300㎡ずつ専用しており、これらに係る共用部分の床面積は1,830㎡となっています。

(1) 事業所床面積

- ① 専用床面積 3,460㎡
- ② 専用床面積のうち、従業員の食堂130㎡、娯楽室84㎡、計214㎡が非課税対象面積

(2) 同期中に支払われた給与総額等

（給与の支払いは、毎月1日から末日までの分をその月の末日に支払う）

- ① 従業員給与総額 (従業員数 182人) 547,245,030円 … 南支店分は含まない
 - ② ①のうち64歳以上の方 (従業員数 6人) 21,948,000円 (非課税となる給与総額分)
- 64歳以上の従業員のうち1人は10月31日に満64歳となった(給料 月30万円)
(9ヶ月分の給料が課税となります)

2 福山東支店（福山市東町1-1）

- (1) 事業所床面積 960㎡〔内娯楽室165㎡（非課税対象面積）〕

(2)

- ① 従業員給与総額 (従業員数 21人) 65,561,025円
- ② ①のうち障がい者の方 (従業員数 11人) 33,112,541円 (障がい者の給与は非課税)

この支店は心身障がい者を多数雇用する事業所として〔地方税法第701条の4第2項（特例対象施設資産割の2分の1を控除する）に該当している。

3 福山南支店（福山市南町2-2）

- (1) 事業所床面積 1,820㎡ 10月10日支店廃止
- (2) 従業員給与総額 (従業員数 120人) 364,930,500円

なお、この支店に勤務していた従業員は現在本社に勤務している。

4 その他

貸ビル（駅前ビル）の所有者
ばらの町不動産株式会社（福山市元町20-30）

税額の計算例

● 資産割

1 免税点の判定

(本社) (東支店)(南支店)

$$\text{本社} + \text{東支店} + \text{南支店} = 3,857.17\text{m}^2 + 795\text{m}^2 + 0\text{m}^2 = 4,652.17\text{m}^2 \quad (\text{免税点}1,000\text{m}^2\text{を超える})$$

内 訳

○	$\left\{ \begin{array}{l} \text{本社の免税点} \\ \text{判定の基礎と} \\ \text{なる床面積} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{福山(株)の} \\ \text{専用床面積} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{共用} \\ \text{床面積} \end{array} \right\} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{福山(株)} \\ \text{の専用床} \\ \text{面積} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{福山(株)の専} \\ \text{部分のうち非課} \\ \text{床面積} \end{array} \right\}}{\left\{ \begin{array}{l} \text{全体の専用床面積} \\ \text{福山(株) + A社} \\ \text{+B社+C社} \end{array} \right\}}$
	$= 3,460 + 1,830 \times \frac{3,460}{3,460 + 2,300 + 2,300 + 2,300} - 214$
	$= 3,857.17\text{m}^2$
	$\left\{ \begin{array}{l} \text{東支店の免税} \\ \text{点判定の基礎} \\ \text{となる床面積} \end{array} \right\} = (\text{東支店の床面積} - (\text{非課税床面積})) = (\text{免税点判定床面積}) \times \text{特例の控除床面積は}$
	$= 960 - 165 = 795 \quad \text{免税点の判定には反映(差引かれない)されません。}$
	$\left\{ \begin{array}{l} \text{南支店の免税} \\ \text{点判定の基礎} \\ \text{となる床面積} \end{array} \right\} = \text{算定期間の末日には支店は廃止されているので } 0\text{m}^2\text{となります。}$
	$\text{※ ただし廃止した日までは月割計算となり、課税標準の面積には算入されます。}$

2 課税標準及び税額の計算

$$(1) \text{課税標準} = (\text{本社床面積}) + (\text{東支店床面積}) + (\text{南支店月割分床面積})$$

$$3,857.17 + 397.50 + 1,516.66 = 5,771.33\text{m}^2$$

○	$\left\{ \begin{array}{l} \text{算定期間を通} \\ \text{じて使用され} \\ \text{た床面積} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{福山(株)の} \\ \text{専用床面積} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{共用床面積の} \\ \text{内、福山(株)} \\ \text{に係る床面積} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{東支店の課} \\ \text{税標準とな} \\ \text{る床面積} \end{array} \right\}$
	$3,460 + 611.17 + 960 (\text{控除前面積}) = 5,031.17\text{m}^2$
	申告書記載例、算定期間を通じて使用された事業所床面積・・・申告書記入欄 ①
○	$\left\{ \begin{array}{l} \text{東支店の課税} \\ \text{標準となる床} \\ \text{面積} \end{array} \right\} = (\text{床面積}) - (\text{非課税床面積}) - [\text{特例床面積} (\text{免税点判定床面積} \times 1/2)] =$
	$960 - 165 - [397.50 (795 \times 1/2)] = 397.50\text{m}^2$
	申告書記載例、控除事業所床面積①に係る控除床面積・・・申告書記入欄 ⑤
○	$\left\{ \begin{array}{l} \text{南支店の課税} \\ \text{標準となる床} \\ \text{面積} \end{array} \right\} = (\text{床面積}) \times \frac{\text{廃止までの月数}}{12} = \frac{1,820}{12} \times \frac{10}{12} = 1,516.66\text{m}^2$
	申告書記載例、課税標準となる事業所床面積(中途の廃止)②に係る控除床面積・・・申告書記入欄 ⑧
○	$\{ \text{非課税床面積合計} \} = \text{本社} (\text{食堂}130\text{m}^2 + \text{娯楽室}84\text{m}^2 = 214\text{m}^2) + \text{東支店} (\text{娯楽室}165\text{m}^2) = 379.00\text{m}^2$
	申告書記載例、非課税に係る事業所床面積 ①に係る非課税床面積・・・申告書記入欄 ③
○	課税標準となる床面積 申告書記入欄①-③-⑤ = 4,254.67m ² ・・・申告書記入欄 ⑦
○	課税標準となる床面積の合計 申告書記入欄⑦+⑧ = 5,771.33m ² ・・・申告書記入欄 ⑨

$$(2) \text{税額} = (\text{課税標準}) \times (\text{税率})$$

$$5,771.33\text{m}^2 \times 600\text{円} = 3,462,798\text{円} \quad \text{申告書記入欄 ⑩}$$

税額の計算例

● 従業者割

1 免税点の判定

本社 + 東支店 + 南支店 = 176 + 10 + 120 = 306人 (免税点100人を超える)

内 訳

○	{ 本社の免税点判定の基礎となる従業者数 }	=	{ 本社の全従業者数 }	-	(64歳以上の方の人数)	=	182 - 6 = 176人
○	{ 東支店の免税点判定の基礎となる従業者数 }	=	{ 東支店の全従業者数 }	-	(障害者の方の人数)	=	21 - 11 = 10人
○	{ 南支店の免税点判定の基礎となる従業者 }	=	(南支店の全従業者数) 廃止されているが算定期間の末日には本社勤務			=	120人

2 課税標準及び税額の計算

(1) 課税標準 = (本社分給与総額) + (東支店分給与総額) + (南支店分給与総額)
 527,997,030 + 32,448,484 + 364,930,500
 = 925,376,000 円 (1,000円未満の端数は切り捨て)
 申告書記入欄 ⑩

内 訳

○	{ 本社の課税標準となる給与総額 }	=	{ 本社の }	-	[{ 64歳以上の } - { 64歳以上の方のうち64歳未満の時、支払われた給与総額 }]	=	547,245,030 - (21,948,000 - 300,000 × 9ヶ月) 527,997,030 円 本社の非課税給与総額 = 1,924,800 円
	{ 東支店の課税標準となる給与総額 }	=	(東支店の給与総額)	-	(障がい者の給与総額)	=	65,561,025 - 33,112,541 = 32,448,484 円
	{ 南支店の課税標準となる給与総額 }	=	(南支店の給与総額)	=	364,930,500 円		
	従業者給与総額	=	(本社) (東支店) (南支店)	+	547,245,030 + 65,561,025 + 364,930,500	=	977,736,555円 申告書記入欄 ⑪
	非課税に係る従業者給与総額	=	1,924,800 + 33,112,541	=	52,360,541 円 申告書記入欄 ⑫		

(2) (課税標準) × (税率) = (税 額)

925,376,000 × $\frac{0.25}{100}$ = 2,313,440円 申告書記入欄 ⑬

申告書記入欄 ⑭

● 事業所税額 (資産割額) + (従業者割額) = 事業所税額
 3,462,798 円 + 2,313,440 円 = 5,776,200 円 . . . 申告書記入欄 ⑮
 (100円未満の端数は切り捨て)

事業所税の申告書の記載例

(1) 第44号様式 (申告書)

受付 2025年 2月 28日 ※ 処理 次 項		発行年月日 通信日付印		整理番号 事務所		区分 申告区分					
(あて先) 福山市長 フクヤマ フクヤマ株式会社		〒 720 - 0085 福山市東桜町3-5 駅前ビル5F 電話(084-911-1234)		申告年月日 年 月 日		管理番号 物品販売					
個人番号又は法人番号 1 1 1 0 0 0 1 1 1 0 0 0 0		住所 〒 又は 〒		電話() 電話()		事業種目 資本の金額 又は出資金額 兆 十億 百万 千円 6 0 0 0 0 0					
(フリガナ) 法人の代 表者名 福山 一 郎		所在地 〒		支店 〒		所轄事務署名 福山 税務署 電話(084-911-1234)					
2024	年	1	月	1	日	2024	年	12	月	31	日
事業所 面積 非課税に 係る事業 所床面積				事業年度又 は課税期間				この申告書に 応答する方の 申告書名 福山太郎			

事業所等 明細書(ア) を転記	① 算定期間を通じて使用された 事業所床面積	5 0 3 1 1 7 従 業 者	12	10	9 7 7 7 3 6 5 5 5	〔事業所等明細書 (ア)の合計を転記〕
非課税明 細書(ア) の合計を 転記	② 算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積	1 8 2 0 0 0 業 者	13	10	5 2 3 6 0 5 4 1	〔非課税明細書 (ア)の合計を転記〕
特別明細書 (ウ)の合 計を転記	③ ①に係る非課税床面積	3 7 9 0 0 業 者	14	10		〔特別明細書 (ウ)の合計を転記〕
	④ ②に係る非課税床面積		15	10		
	⑤ ①に係る控除床面積	3 7 9 5 0 業 者	16	10	9 2 5 3 7 6 0 0 0	〔1,000円未満切捨て〕
	⑥ ②に係る控除床面積		17	10	2 3 1 3 4 4 0	〔円まで記入〕
	⑦ ①に係る課税標準となる 床面積(①-③-⑤)	4 2 5 4 6 7 業 者	18	10		修正申告をする場合、 既に納付の確定した 当期分の従業者割額 を記入
	⑧ ②に係る課税標準となる床面積	(例題) 1 5 1 6 6 6 業 者	19	10	5 7 7 6 2 0 0	修正申告をする場合、 既に納付の確定した 当期分の従業者割額 を記入
	⑨ 課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	5 7 7 1 3 3 業 者	20	10	5 7 7 6 2 0 0	修正申告をする場合、 既に納付の確定した 当期分の従業者割額 を記入
資産 割	資産割額 (⑨×600円)	3 4 6 2 7 9 8 千 円	10	10		修正申告をする場合、 既に納付の確定した 当期分の資産割額を記入
	既に納付の確定した資産割額		11	10		

事業所税の申告書の記載例

(3) 第44号様式 別表2 (非課税明細書)

非課税明細書

算定期間		2024年1月1日から 2024年12月31日まで		※ 如理 次項 名称	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
事業所等の名称		フクヤマ(株) 本社		フクヤマ株式会社					
事業所等の所在地		福山市東桜町3-5駅前ビル5F							
非課税の内訳		資産割		従業者割					
非課税床面積		ア		イ		非課税従業者給与総額			
法701条の34第3項26号に該当(食堂)		13000							円
法701条の34第3項26号に該当(娯楽室)		8400							円
法701条の34第3項に該当									円
障害者・65歳以上の従業者の方									円
合計									円
非課税事業所床面積等の合計		21400		6				19248000	円
事業所等の名称		フクヤマ(株) 東支店							
事業所等の用途		作業場							
事業所等の所在地		福山市東町1-1							
非課税の内訳		資産割		従業者割					
非課税床面積		ア		イ		非課税従業者給与総額			
法701条の34第3項26号に該当(娯楽室)		16500							円
法701条の34第3項に該当									円
法701条の34第3項に該当									円
障害者・65歳以上の従業者の方									円
合計		16500		11				33112541	円
非課税事業所床面積等の合計		37900		17				52360541	円

別表1非課税対象施設一覧表に該当するものを記入

非課税対象施設一覧表

※共用部分が非課税の場合はこの用紙ではなく、共用部分の申告書に記入してください。申告書記入欄⑤へ転記
申告書記入欄⑭へ転記

事業所税減免申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>	年 月 日	※ 処 理 次 項	発信年月日		法人(個人)番号
			通信日付印	確認印	
(あて先) 福山市長					
申 請 者	住所又は所在地	〒 (電話)			
	名前又は名称	法人の代表者名			
地方税法701条の57 の規定により、次のとおり事業所税の減免を申請します。 福山市税条例第126条の13					
事 業 に 係 る 事 業 所 税	算定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
		申告税額 (イ)	減免を受けようとする税額 (ロ)	減免後の税額 (イ - ロ) (ハ)	
	資産割額	円	円	円	
	従業者割額	円	円	円	
合計	00円	円	00円		
(ロ) の 内 容	区 分	減免対象床面積及び従業者給与総額の内訳		減免割合	減免を受けようとする税額
	事業に係る 事業所税	床面積	m ²		円
		床面積			円
		床面積			円
		従業者給与総額	円		円
	合計			円	円
減免の対象となる事業所等の所在地					
減免を受けようとする事由					

【注】この申請書を提出する場合は、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。

受付
印

※ 管理番号

事業所等新設・廃止申告書

(あて先) 福山市長

年 月 日

(ふりがな) 名前又は名称		住所又は所在地	
(ふりがな) 法人の代表者名		事業種目	
この申告に 応答する 方の名前		資本金額又は 出資金額	円
		事業年度又は 課税期間	月 日から 月 日まで

地方税法第701条の52第1項及び福山市市税条例第126条の10の規定により

事業所を 新設・廃止 したことを申告します。

新設・ 廃止 した事業所の 所在地		新設・ 廃止 の年月日	年 月 日
事業所名		事業所の用途	

項 目	床 面 積	従 業 者 数
新設 した事業所 ① 廃止	m ²	人
新設 した事業所 ① 廃止		
既存のすべての事業所 ②		
合 計 ③ (①+②)		

※ 一つの営業単位の事業所(支店・営業所等)の新設又は廃止の日から1ヵ月以内に申告してください。

事業所用家屋の貸付けの異動 貸付けの異動 申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日	※ 処理次項	発信年月日		法人(個人)番号		
			通信日付印	確認印			
福山市長様							
申告者	(ふりがな) 名前又は名称	(ふりがな) 法人の代表者名					
	住所又は所在地	(電話 -)	この申告に应答する者の名前	(電話 -)			
地方税法第701条の52第2項及び福山市市税条例第126条の11第1項又は第2項の規定により、事業所用家屋の貸付けの異動を申請します。							
申告対象家屋	所在地及びビル名		家屋番号	用途	構造	階数	
	延べ床面積 (②+③+④) ①		m ²	⑤ の 内 訳 ⑧			
	専用部分	事業所用の部分の延べ床面積 ②		消防設備等に係る共用床面積 ⑦		m ²	
		人の居住用の部分の延べ床面積 ③		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積 ①		
	共用延べ床面積 ④		2分の1が非課税となる共用床面積 ②		(×1/2)		
	共用部分	④のうち非課税に係る共用床面積 ⑤		⑦から②まで以外の非課税に係る共用床面積 ③			
		事業所用の部分の床面積となる共用床面積 (④-⑤)×② ⑥		合計 (⑦+①+②+③) ④			
		人の居住用の部分の床面積となる共用床面積 (④-⑤)×③ ⑦		②のうち駐車場部分 ⑧	延べ床面積	m ²	台
			収容台数	使用台数			
	使用者(借受人)	名前又は名称	用途	専用床面積 ⑩	共用床面積 ⑪	計 (⑩+⑪) ⑫	異動年月日
住所又は所在地			m ²	m ²	m ²	年 月 日	新解変 規除更
						年 月 日	新解変 規除更
						年 月 日	新解変 規除更
						年 月 日	新解変 規除更
						年 月 日	新解変 規除更

事業所税

の電子申告、電子申請・届出、共通納税をご利用ください

eLTAX（電子申告、電子申請・届出、共通納税）について

eLTAX（エルタックス）は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムで、これまで書面をそれぞれの受付窓口に出していた手続きが、ご自宅、オフィス、会計事務所等のパソコンから簡単に利用できます。
便利な eLTAX（エルタックス）をぜひご利用ください。

eLTAX（エルタックス）利用のメリット

- ・申告書を窓口に出さなくても、自宅やオフィスなどからインターネットを通じて手続きができます。
- ・複数の地方公共団体への申告等を一度にまとめて行うことができます。（eLTAX 参加団体に限ります。）
- ・無料の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）で申告書が簡単に作成できます。市販の税務・会計ソフトでもそのまま申告手続きができます。（eLTAX 対応ソフトに限ります。）

事業所税の利用できる手続き

申告関係	申請・届出関係	共通納税
<ul style="list-style-type: none">・資産割、従業者割の納付申告・免税点以下の申告・事業所用家屋貸付等申告など	<ul style="list-style-type: none">・事業所等新設、廃止申告	<ul style="list-style-type: none">・電子申告に係る納付・見込納付及びみなし納付・延滞金の納付

エルタックス

地方税申告は e L T A X が便利です。

e L T A X を利用するための手続きは、e L T A X のホームページから行います。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



2025年（令和7年）3月改訂

編集・発行 福山市企画財政局税務部市民税課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 2階

電話 084-928-1019